

農林金融

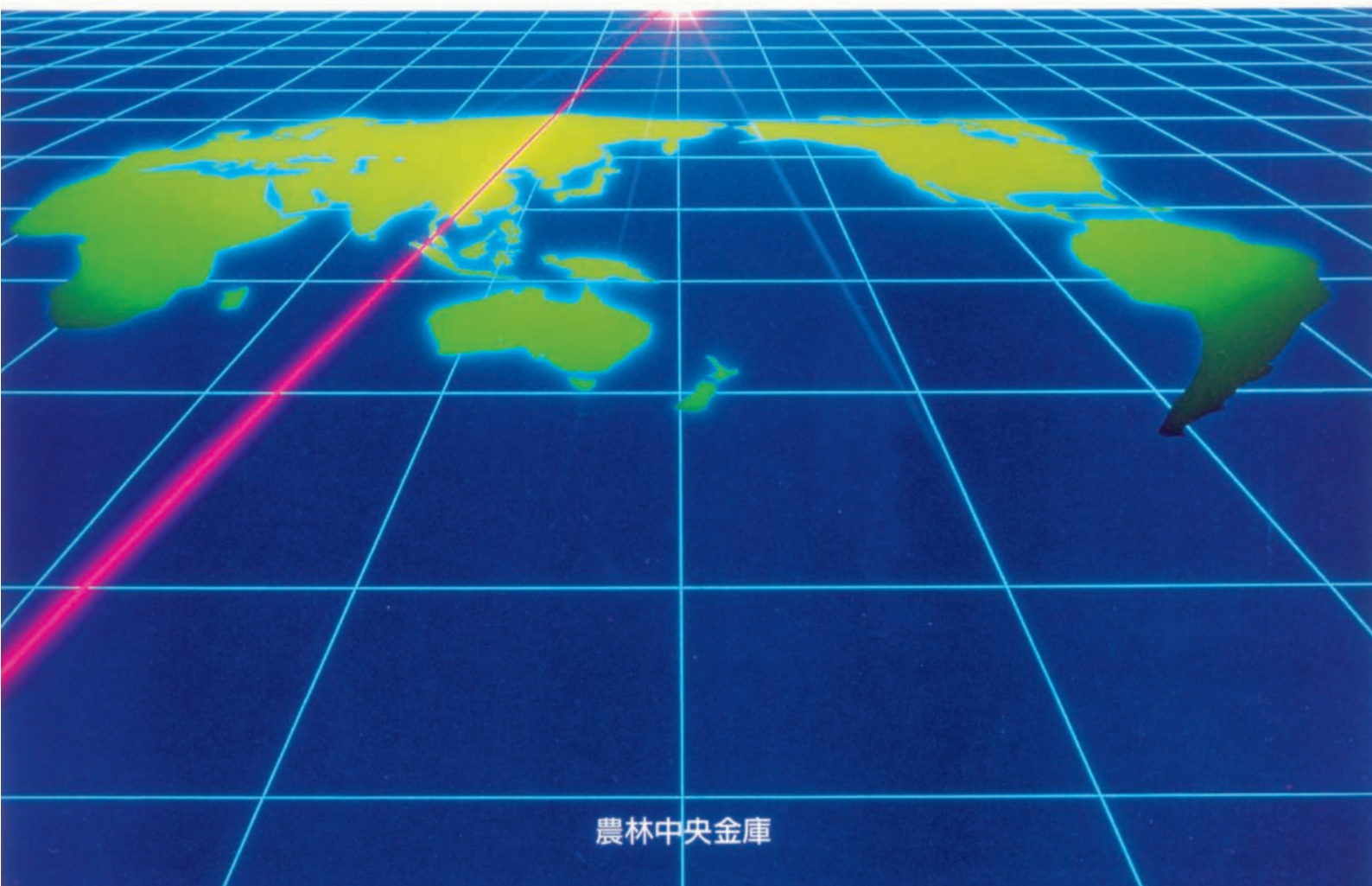
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2006 **5** MAY

農林漁業と金融を考える

- これからの森林・林業を考える
- 地銀等民間金融機関における農業分野への取組状況と農協の課題
- 都市農業（個別経営）の実情と課題
- 組合金融の動き



森林と林業・山村

——国家百年の計——

日本の森を、ふたたび野生動物の棲める豊かな森に戻したい。そんな思いで長野県黒姫に小さな森を買い、再生活動に取り組んでいる人物がいる。C.W.ニコル氏である。テレビ、新聞、雑誌等ときおり顔を出すのでご存じの方も多いと思う。昨（05）年12月、ニコル氏の活動を支援している人々のささやかな集いが東京で開催され、そこで私はニコル氏の話と直接うかがう機会を得た。ニコル氏の話はすべて印象深いものであったが、ひとつだけ紹介させていただけば、「日本の森林は世界に類を見ないほど美しく、貴重なものである」ということである。世界中の自然を身近に見てきたニコル氏の言葉には十分すぎるほどの重みがあった。

日本は世界的な多雨地帯であり、西日本中心の照葉樹林、東日本中心の落葉樹林、北海道の亜寒帯、沖縄の亜熱帯樹林など、世界でも稀有な豊かな植生分布を元来は持っていた。このような風土的背景のなかで、日本の文化や日本人のメンタリティーがはぐくまれ、今日の日本と日本人が形成されてきた。山と対峙するときある種の畏敬の念を抱く日本人は少なくないのではないか。山や森林への親しみと畏怖を多くの日本人が共有しているように思われる。山や森林は日本文化の基盤といえるものであり、人々の関心も高い。

ところが、日本の林業のことになると、多くの人の関心は薄れる。日常生活のなかで農業が話題に上がることはあっても、林業が話題にのぼることは極めて少ない。

「木が育つには60年はかかる。わしが木を植えるのは孫の世代のためだ」。36年前、岩手県の山深い村で長老が語ってくれた話を今も思い出すときがある。1年1年が勝負の農業と60年かけて育てる林業では時間の刻みが違う。それまでそういう刻みで物事を考えたことがなかった若僧の私には、古老の言葉が妙に心に響いた。

しかし、本号田中論文で詳細にふれられているように、日本の森林・林業は“まさに存亡の危機”にある。木材価格の下落、木材生産業としての林業の採算の悪化、林業の担い手問題、製材業等木材産業の衰退、拡大造林による自然林の人工林化、国や自治体の財政難に伴う補助や支援の減少など問題は山積している。

林業や山村が衰退することは森林が荒廃することであり、森林が荒廃することは林業や山村が衰退することである。我々は長期的なビジョンと現実的な方法論をもって子々孫々に至るまでこの日本の貴重な自然資産を引き継いでいかなければならない。田中論文では改革の方向性として、まず、森林・林業問題を単に森林所有者の経営問題や「業」の問題とするのではなく、広く国民に共通する問題としてとらえなおす必要性を説いている。そして、林業政策という産業政策から森林総合政策への転換、森林は木材生産のための私的財という認識から多面的機能を発揮する公共財という認識への切り換え、人工単一樹種針葉樹単層林だけでなく自然林・混交林・複層林も合わせて形成すること、さらに、野生生物の生息・生地を守る営みを優先させる森林地域の確保、国産材の利用拡大など示唆に富む提言とヒントが整理された形で提示されている。国家百年の計を考えるつもりで、じっくりと腰を据えて論文を読んでいただきたいと願っている。

（株）農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳・すずきとしのり

今月のテーマ

農林漁業と金融を考える

今月の窓

森林と林業・山村 ――国家百年の計――

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 鈴木利徳

森林整備を中心に

これからの森林・林業を考える 田中一郎 ―― 2

地銀等民間金融機関における農業分野への
取組状況と農協の課題

長谷川晃生 ―― 15

都市農業を考える③

都市農業(個別経営)の実情と課題 蔦谷栄一 ―― 28

談話室

水田面積縮小に対する国民的な合意形成を

元筑波大学農林学系教授 坪井伸広 ―― 26

市町村合併に伴う指定金融機関及び公金貯金の動向

――平成17年度第2回農協信用事業動向調査結果から――

小針美和 ―― 40

情勢

森林組合の事業・経営動向

――第18回森林組合アンケート調査結果から――

(財)農村金融研究会専務理事 吉迫利英 ―― 46

最近の漁協信用事業の動向

――第24回漁協信用事業アンケート調査結果から――

(財)農村金融研究会副主任研究員 尾中謙治 ―― 54

組合金融の動き

農協における信用事業アンケート調査の実施状況

重頭ユカリ ―― 60

統計資料 ―― 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

これからの森林・林業を考える

——森林整備を中心に——

〔要 旨〕

- 1 我が国の森林・林業は厳しい状況に陥っているが、昨今状況は少しずつ変化を見せている。本稿はそれらを踏まえ、森林整備に着目しつつ総括的に考察を試みた。
- 2 戦後、我が国の林業は「木材生産に着目した森林づくり」を中核に据え、拡大造林による生産力増強を目指したが、外材輸入増大と円高や労働賃金上昇に伴い競争力を喪失した。この時期の特徴は、人工単一樹種針葉樹単層林と短伐期皆伐一斉造林の2点であるが、現時点から振り返ると、この施業方法は森林の多面的機能を必ずしも十分には発揮させられないという限界があった。2001年には、木材生産を含む森林の多面的機能の十全の発揮を目指す新たな森林・林業基本法が制定された。
- 3 今後の出発点は森林・林業基本法にある。森林や林業の問題を森林所有者の経済経営問題や「業」の問題としてでなく、広く国民に共通する社会的問題としてとらえ直すことが必要だと思われる。まず森林・林業政策による強力なリーダーシップと、森林整備のための財政支援・制度拡充が望まれる。
- 4 人工林整備だけでなく、自然林や混交林も含めた多様な森林の造成・整備や（スギやヒノキ以外の）樹種の多様化、更にそれらに対応した新しいタイプの森林施業普及のための支援強化、森林整備関連法制の一層の強化や組織的プロ施業体による「代行施業」を可能にする制度の充実が望まれる。木材生産を目的とする経済林では長伐期択伐や複層林施業のすみやかな導入が現下の課題である。
- 5 国産材の安定供給とその利用拡大も重要な課題である。昨今は製材工場の大型化や、合板・集成材へ国産スギの活用を図る動きが見られるほか、新年度からは「新生産システム」という強力な国産材供給体制構築政策も開始された。間伐材の有効活用を含めて、今後「川上」「川下」が一体となって取組強化が図られることを期待したい。
- 6 最後に、我が国森林・林業の今後の担い手として森林組合系統が期待されている。現下においては、①従来の業務や組織のあり方の今一度の見直し、②「森林整備プラン」提案を軸とする組合員に立脚した事業構造の早期確立、③「緑の雇用担い手育成事業」で採用した若手職員の育成、④零細小規模組合の合併等による発展的再編、等が重要課題である。

目次

はじめに

- 1 森林・林業危機の構図
- 2 拡大造林期における林業の特徴とその限界
- 3 新しい「森林・林業基本法」の制定と
今後の森林・林業のあり方
- 4 森林・林業をめぐる環境変化に対応した
改革の方向性

- (1) 森林・林業政策の強力なリーダーシップ
と財政並びに制度の拡充
- (2) 多様な森林の造成と整備
- (3) 森林施業改革
- (4) 国産材の安定供給と利用拡大
- (5) 担い手の確保と育成

— 森林組合・森連の体制強化 —

はじめに

我が国の森林・林業が非常に厳しい状況になって久しい。2000年以降の木材価格の更なる下落、担い手の不在、下刈り・間伐等の森林整備の遅れや伐採跡地の更新放棄と経営放棄林の広がり、山村の過疎化と荒廃、国・地方の財政難と林業予算の削減等々、まさに存亡の危機とも言ってもいい状態に陥っている。

そういうなかで森林・林業を取り巻く環境は00年以降少しずつ変化を見せはじめている。森林の多面的機能や環境への関心の高まりと、再生産可能で循環型社会に適した素材としての木材見直し気運のなかで、01年に森林・林業基本法が制定され、森林整備方針の見直しをはじめとする林業政策の大転換が行われた。05年2月にはロシアが京都議定書を批准したことにより、地球温暖化防止への取組みが世界的にも本格化しようとしている。

また、森林組合系統では05年11月の全国

森林組合大会において、これまでの「森林組合改革プラン」に続く「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」を立ち上げ、組織を挙げた取組みによる危機突破のための改革を実現させる決意を示した。

以下、本稿ではこれら昨今の情勢を踏まえながら、今後の我が国における森林・林業の在り方について、主として森林整備に着目しながら総括的に考察を試みたい。

1 森林・林業危機の構図

はじめに我が国の森林・林業の置かれた現在の状況を、若干の統計から再確認しておきたい。

第一は木材需給の動向である。木材需要全体でみると90年の約1億1千万 m^3 から03年には8,900万 m^3 へ減少するなかで、木材自給率（用材部門）は26%から19%へ下落し、特に00年ごろを境に自給率が20%を切った。需要内容別にみれば国産材、なかでも製材品需要の落ち込みが激しく、この15年間でおよそ半分になっている。

一方、昨今の木材輸入の動向では、

①環境問題や資源問題あるいは木材産業保護政策等の事情による北米材丸太及び南洋材丸太の輸入減少。

②丸太輸入に代わって製材品輸入の増大、とりわけ欧州からの集成材用ラミナの輸入拡大。

③中国における木材需要の増加に伴う北洋材をめぐる我が国輸入との競合、その結果としての北洋材価格の上昇。

等が指摘できる。簡単に言えば、我が国の国内木材需要がピークアウトするなかで海外製輸入製材品の我が国国内製製材品（原木は国産材・外材両方）に対する競争上の圧倒的優位といえよう。

第二は木材価格の下落である。戦後の我が国の木材価格は80年にピークを打ち、その後はバブル期を一時的な例外として一貫して右肩下がり^{かし}で下落してきている。特に98年の建築基準法改正と00年の住宅品質確保法制定（新築住宅の10年間の瑕疵担保責任、住宅性能表示、紛争処理体制ほか）以降、木材は規格や強度等の機能性がより重視されるようになり、製材品に反り・曲がり・くるといが出やすく、また乾燥処理が難しいスギ材が敬遠され、国産材価格はもう一段の下落をみている。

第1表は木材価格を80年当時と比較したものであるが、最終製品の製材品よりも山元立木価格の方が下落率が大きく、並材の多いスギの方が高級材のヒノキよりも下落率が大きい。

また、第2表は林業の収支試算を行った

ものであるが、現状では従来型の森林経営は実質赤字となっている。仮に資金コスト（金利等の機会費用）を入れて計算すると育林経費は278万円から数百万円程度にまで上昇し、「赤字」額は拡大する。伐採して丸太として売却しても事態は変わらない。多くの森林で立木と原木丸太の価格差（現状では約6千円/m³程度）以上に伐出経費や原木搬出運搬費用がかさみ、林業経営の「持ち出し」は一層ひどくなるからである。

第1表 我が国の戦後木材価格の推移

		(単位 円/m ³ , %)			
		1980年	1990	2005	下落率
スギ	山元立木	22,707	14,595	3,628	△84
	丸太	38,700	26,000	12,400	△68
	製材品	70,400	59,700	41,800	△41
ヒノキ	山元立木	42,947	33,607	11,988	△72
	丸太	76,200	67,600	25,500	△66
	製材品	141,500	115,900	67,200	△53

出典 (平成16年度) 森林・林業白書から作成
資料 (財) 日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、農林水産省「木材需給累年報告書(平成7年9月)」、「木材需給報告書」「木材価格」
(注) 1 山元立木価格は利用材積1m³当たり価格である。
2 丸太価格は各工場における工場着購入価格である。
3 製材品価格は小売業者への店頭売渡し販売価格である。
4 丸太及び製材品価格は2000年度の推定消費量による加重平均価格である。
5 「下落率」は「1-2005年価格/1980年価格」(%)。

第2表 育林経費と立木価格
— スギ40～50年生, ha・m³当たり —

	1969年 (昭和44年)	1986 (昭和61)	2005 (平成17)
育林経費(万円)	37	215	(A) 278※
立木価格(円)	13,400	14,144	3,628
1ha当たり立木売却額3,628円 ×673m ³ (スギ幹材積)(万円)			(B) 244
(B-A)			△34

資料1 育林経費は林野庁「育林費調査報告」から作成(※は2001年度)
2 立木価格は(財) 日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」
3 スギ幹材積は「林分収穫表」(地位一等:北関東:48年生)による。
(注) 1 採材による歩止まり率は無視している(実際の利用可能材積は上記より小)。
2 経費にかかる資本金子(コスト)は無視している。

つまり80年以降の木材価格下落は、その大半が山元立木価格にしわ寄せされる形で進展し、木材生産業としての林業は従来のままでは容易には採算が合わなくなってしまったといえることができる。

第三はそのような現況下での我が国の森林整備の状況である。造林面積は約2万haと90年の4分の1程度の水準まで縮小し、現状では伐採後の更新も行われず経営放棄林が増大する状況が生まれている。また間伐についても、対象と考えられる20～50年生の人工林が全国で約800万ha強存在するのに対して、昨今では関係者努力や行政支援により80年ごろに比べて約2倍の毎年30万ha程度が実施されるようになってきているが、それでも間伐実施率は全国平均で約4割程度とみられている。森林整備の重要性・緊急性が叫ばれているが、現状では実施率は決して高いとはいえない。

第四は林業の担い手問題である。これまで言われ続けてきた高齢化や後継者不在の危機的な状況に対して「緑の雇用担い手対策事業」が02年度から進められている。既に森林組合や地場業者を中心に若手の林業従事者の新規採用が一定規模でなされたが、現下の林業不振から各事業体とも採用人数増に見合う採算ベースの事業量確保に苦勞する等、就業事情を抜本的に転換するまでには至っていない。

第五は「川下」である製材業等の木材産業の動向である。「川下」製材業界の動向

第3表 国産材・外材別製材工場及び製材用素材入荷量

		(単位 工場、千m ³)			
		1990年	1995	2000	2004(直近)
工場数	国産材のみ	6,455	6,049	5,444	4,913
	国産材と外材	7,744	6,292	4,614	3,370
	外材のみ	2,594	2,213	1,575	1,104
	合計	16,793	14,554	11,633	9,387
入荷量	国産材のみ	11,415	11,296	9,663	9,211
	国産材と外材	15,271	11,483	6,775	4,577
	外材のみ	16,840	13,891	10,088	7,917
	合計	43,526	36,670	26,526	21,705

出典 (平成16年度) 森林・林業白書から作成
資料 農林水産省「木材需給報告書」

(注) 1 工場数は素材の入荷があった工場で、かつ製材用動力の出力数が、7.5kw以上の製材工場を対象とした。
2 国産材のみの取扱製材工場の入荷量は、2004年には前年比でこれまでの一貫した減少傾向から+39万8千m³とわずかではあるが増加に転じている。

を端的に示す第3表の工場数や生産量の推移をみると、90年代後半からの製材品輸入増加に伴い外材製材業者を中心に工場数が大幅に減少している。国産材製材はこれまでの主力のスギ材が、輸入製材品や集成材に市場を奪われる形で一段と経営が厳しくなっており、木材生産の産業としての後退は「川上」「川下」とともに共通の現象である。

最後に国有林野についてもふれておく。財務状況が悪化する国有林野経営に対しては、公益的機能の発揮を中心に国民の要請が多様化してきたため、98年に国有林野事業改革関連2法が制定され、それまでの累積債務の処理（約3兆8千億円のうち約2兆8千億円を一般会計で承継、残る約1兆円を国有林野特会で50年かけて返済）が行われるとともに、木材生産重点型森林管理の公益的機能管理重点への転換、組織・要員の合理化と効率的な体制確立等を行って、国有林を国民多くの参加の下で共有財産として経営管理していくこととなった。国有林野は

01年の森林・林業基本法に先駆けて森林経営の理念と体制の転換を行ったと言えるだろう。

2 拡大造林期における 林業の特徴とその限界

戦後の我が国林業の特徴は「木材生産に着目した森林づくり」をその中核に据えていたことである。特に1950年代は復興・成長需要に支えられて木材需給が逼迫し、木材価格が独歩高となったため、生産力増強が最重要課題とされた。64年には（旧）林業基本法が制定され、広葉樹林等を針葉樹人工林に転換する拡大造林事業や林業・木材産業を近代化する林業構造改善事業が開始されている。

その結果、戦争直後には約300万haだった人工林はその後およそ3倍の1,000万haを超える面積にまで造成され、里山の雑木林はもちろん、国有林地帯の奥山や急峻地に至るまでくまなく人工林化された。

また、国産材を補完するものとして木材輸入自由化が図られ、需給逼迫を緩和させる試みが早々に採られている。しかし木材輸入自由化はやがて国産材と外材との激しい競合状態を生み、安定供給力と価格面で優位にたった外材が（当初は丸太、のちに製材品）その後次第に国産材を駆逐していくこととなる。外材輸入を急ぐあまり、国内林業は海外の自然林伐採放置型林業や低賃金・劣悪労働条件林業との直接的な競争下に置かれ、更にその後の円高や労働賃金

上昇に伴い競争力を喪失した。

こうした結果を簡単に要約すれば林業再生産構造の未確立と言えるだろう。外材に対抗すべく構造改善事業が全国各地で熱心に取り組まれたものの、林道・路網の整備や近代的施業組織化（森林組合組織の近代化、人員の拡充と育成、高度林業機械導入、団地施業等）の遅れは結局解消できず、また製材業界や木材流通業界も古いビジネススタイルや中小零細構造を克服しえないまま、木材価格下落のなかで後退を余儀なくされていった。

拡大造林期の森林施業の特徴としては次の2点を指摘しておきたい。

第一に、拡大造林期には木材生産に最も適した「人工の」「スギ・ヒノキの単一樹種の」「広葉樹ではなく針葉樹の」「樹種・樹齢もすべて同じの単層林」（人工単一樹種針葉樹単層林）が大量に造成され、自然林の多くが姿を消した。

我が国の森林は国有林も含めて約半分の面積が人工林であり、そのほとんどがスギ・ヒノキの森林である。確かに木材生産のためには針葉樹の単純一斉林が当時としては最も施業しやすく、育林技術的にも平易で、農業生産との類似性から合理的と考えられたと思われる。しかし森林の多面的機能が重視される今日では、手入れ不足の人工単一樹種針葉樹単層林は表土流出や風水害等の被害を受けやすく、単層林であるが故に病虫害等の一斉被害に遭うリスクが高まる、生物多様性にも乏しく生態的に必ずしも豊かな森林とはいえないこと等が指

摘されている。

第二に、短伐期皆伐一斉造林が事実上唯一の森林施業方法だったことである。この方法は森林内の路網整備の遅れとも関連していた。皆伐方式はその面積が大きいと、森林生態系を破壊し土砂崩れ等の災害リスクや景観の破壊も伴うため、様々な理由から森林再生リスクの高い施業であるといえる。また今日では、短伐期皆伐一斉造林は長伐期択伐天然更新と比べて育林コストが割高となることから、中長期的にみると経済的に有利とはいえず、木材生産林の施業方法としても見直しが言われるようになった。人工単一樹種針葉樹単層林と短伐期皆伐一斉造林の2点を特徴とする従来の森林施業方法は、木材生産も含めて森林の持つ多面的機能を必ずしも十分には発揮させられないという限界を持っていたといえるだろう。

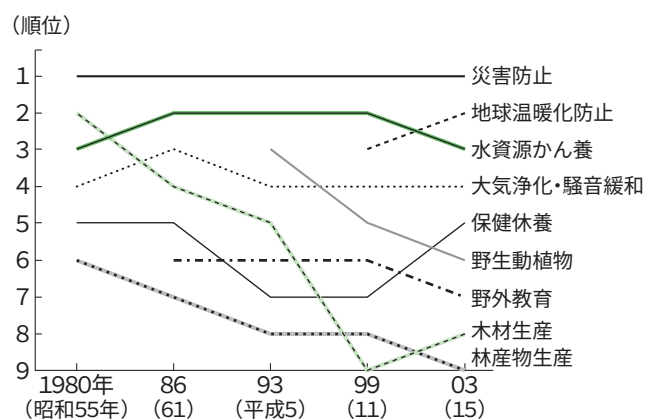
更に「川上」「川下」がともに困難な状況に陥るなかで、従来森林・林業を支えてきた国や自治体を財政難が襲い、これまでも必ずしも十分とはいえなかった補助や支援が削減されはじめた。森林の機能への国民的な関心と期待が高まり、木材活用による循環型持続性社会の構築や環境重視の林業政策が提唱されるなかで、我が国の森林・林業にはそれとは逆の方向に圧力がかかっている。山村を経済的に再生・復興・支援していかなければ我が国の森林や林業をこれから維持していくことは困難になっている（第1図）。

3 新しい「森林・林業基本法」の制定と今後の森林・林業のあり方

上記のような拡大造林期における「木材生産業としての林業」の衰退は、一方で奥山等の蓄積豊かな自然林の過剰伐採を伴い、他方で造成された人工林の放置・荒廃を生んで、地域経済の不振のみならず森林・林業環境の悪化と国土荒廃を懸念させる事態を招いた。その結果、森林の公益的機能を中心とする多面的機能への着目と国民の森林への期待の変化等を受け、01年に新たな森林・林業基本法の制定が行われた。

新しい森林・林業基本法は、第一にその基本理念を「森林の有する多面的機能の発揮（第2条）」「林業の持続的かつ健全な発展（第3条第1項）」「林

第1図 森林に対する期待



出典 林野庁ホームページ

<http://www.maff.go.jp/hakusyo/rin/h16/html/r1010107.htm>

資料 内閣府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林と緑に関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年,平成15年)

(注) 回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。また、選択肢は、特になし、わからない及びその他を除き記載している。

産物の適切な供給・利用の確保（第3条第2項）」の3つに置き、それを達成するための国や地方自治体の責務（第4条、第6条、第7条）、国有林野の管理及び責務（第5条）、林業従事者・団体・木材産業事業者等の努力への支援（第8条）、森林所有者等の責務（第9条）を定め、関係者がそれぞれに期待された役割と責務を果たすよう規定されている。

更に5年ごとに見直される「森林・林業基本計画」に関する規定が定められ、全国の森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つのタイプに区分し、各区分別の望ましい森林の姿とそれに対応する適切な施業方法の選択や取り組むべき課題を明らかにしている。戦後の森林・林業政策の抜本的な転換であり、その意義はきわめて大きいといえる。

4 森林・林業をめぐる環境変化 に対応した改革の方向性

(1) 森林・林業政策の強力なリーダー シップと財政並びに制度の拡充

それではこれからの我が国の森林・林業のあるべき姿はどのようなものなのか。その出発点は森林・林業基本法にある。

基本法の考え方が示すように、「木材生産業に着目した森林・林業」を見直し、木材生産を含む「森林の多面的機能の十全の発揮」を具体的にどう実現するかが問われている。森林や林業の問題を単に森林所有者の経済経営問題や「業」の問題としてしま

うのではなく、広く国民に共通する問題・社会的問題としてとらえなおしていくことが必要である。拡大造林期の反省を踏まえ環境の時代でもある21世紀を展望しながら、これ以上の森林荒廃を防ぎ、森林の多様性と充実を図るには具体的にどうするか、循環型持続性社会のモデルとでも言うべき木材利用の再生と振興を図るにはどのように林業構造を作り上げればいいのかを考える必要がある。言い換えれば、林業政策の産業政策から（森林）総合政策への転換であるといえよう。

最初に強調したいことは、森林・林業政策による強いリーダーシップと森林整備を進めるための財政支援・制度拡充である。

一般論としては、政策支援に期待する前に林業界や木材業界が一層の自己責任と自助努力で危機を克服するのが本筋と言えるけれども、我が国の森林・林業はこれまで相当長い期間にわたり厳しい状況下に置かれ、もはや自力だけでは容易には克服し難いレベルにまで追い込まれている。幸いにして今日では、国産材の積極活用も含めて国民の間に森林・林業に対する理解が深まり、改革へ向けた林業政策への期待は高まっていると言える。国民の支援や協力を前提に、林業政策の強力なリーダーシップの下で各種の施策財源を国・地方ともに拡充し、新たな事態に対応できる諸制度も強化しつつ、林業界・木材業界の一層の自助努力を合理的に組織化し、我が国森林・林業の再生を図る必要があるのではないだろうか。

まず財源拡充については、現在議論されている環境税（炭素税）等の大型財源を早期に実現し、森林の公益的機能発揮のための費用に継続的に充当するとともに、たとえば森林振興宝くじや森林未整備税（特別土地保有税の変形）のような小型の目的税型財源の導入もあわせて検討されているのではないかと。

財政難に苦しむ山村には「森林交付税」のような交付税措置も拡充し、地域の林業振興に活用できる十分な手当てがなされるべきである。更には、今般制度改正が検討されている民間寄付金控除枠の拡大や、森林整備への民間資金導入を促進する政策を展開することにより、一般企業や国民各層の幅広い財政支援を受けていくことも期待できるのではないかと。森林は拡大造林の時代には木材生産のための「私的財」としての性格が強かったが、今日では多面的機能を発揮する「公共財」としての認識が一般化している。

森林の恵みの一つである木材の価格が下がり、木材販売だけでは森林を維持し得ない事態に陥っているなかで、社会的共通費用ともいえる森林の維持管理費用を公的資金が補うことは正当なことであり、避けて通れないように思われる。森林整備関連を中心に森林・林業政策財源の一層の拡充が強く望まれるところである。

他方で林業財源の用途については、たとえば従来型の人工林整備だけでなく、自然林や混交林も含めた多様な森林の造成・整備や、（スギやヒノキ以外の）樹種の多様化

とそれを準備するための苗木等の供給体制の確立、更にそれらに対応した新しいタイプの森林施業の普及・定着を意識した補助金体系・支援体系の強化等が望まれる。

経済林においては林道・路網の整備や高度林業機械の活用を従来にも増して推進する政策とともに、森林組合等による森林所有者向けの「森林整備プラン」提案や地籍調査等の森林整備地域活動の活発化、あるいは森林施業改革への取組強化（施業方法改善、団地施業拡大、効率的な林道路網整備技術向上等）等への支援が必要であると思われる。

また最近では、里山林や都市地域の緑化等のいわゆる「アーバン林業」も注目されはじめており、森林組合や行政と地域の住民とが連携しながら、従来にはなかった形で地域の森林づくりを実践することも課題となってきている。

更にまた、昨今焦眉の問題となっている地方林業公社の問題についても、公社造林地は公有林も含めて地域における森林資源や環境にとって重要な役割を發揮してきており、事業主体が都道府県にあるとはいえ現状における地方自治体の財政事情をかんがみれば、国に対しても一定の役割分担と支援を期待したいところである。具体的には、分収契約更新を円滑化するための法的措置や、対象森林を長伐期施業に切り替えるための施業転換経費支援、既往債務乗換えを可能とする新たな超長期融資制度等である。

林業にかかる諸制度の強化としては、こ

れ以上の森林荒廃を防ぐために森林整備関連の法制をより一層強化し、たとえば更新のない森林伐採の原則禁止や皆伐型施業の制限を行い、他方で災害可能性のある箇所を中心に整備の遅れた森林を「要整備林」に指定してその整備を森林所有者に義務付け、所要経費を高率の公費負担で「代行施業」する制度等の導入を大きな規模面積で実践してみてもどうか。

かつて森林整備に大きな役割を果たしてきた森林所有者の自家労働も、高齢化の進展で今後は多くを期待できない。それに代わって森林組合等の組織的な施業体を、ハイレベルなプロ技術者集団に育てながら、地域の森林整備・管理をまとめて団地化し、合理的・効率的に「代行施業」していくことが強く望まれる。

推進策として各地域に「森林整備協議会」（仮称）を組織し、林業普及指導員やNPO、学識経験者等の協力も得ながら、保安林指定や分収制度や長期施業受託等の従来型手法も用いて、すべての森林について森林所有者に働きかけと提案を実施する仕組みづくり・支援体制構築等が考えられる。

多くの地域で「森林再生5ヵ年計画」（仮称）のような形で、広範な国民運動として森林整備が実践されるといいのではないだろうか。

（2）多様な森林の造成と整備

これからの森林は、木材生産だけを目的とするのではなく、森林の多面的機能とそのそれぞれの機能の「背反性」にも着目し

ながら（生物多様性の確保と木材生産とは背反する等）、生産林と環境林のバランス、人工林と自然林のバランスを図り、多様な森林の造成と整備を進めていく必要がある。いわば森林整備の改革である。植栽する樹種の多様化（特に広葉樹）を図り、適地適木による豊かな森林の形成がまず基本である。木材生産型の人工単一樹種針葉樹単層林だけでなく、自然林・混交林・複層林も形成していくこと、たとえば今回の森林・林業基本法においてゾーニングされた「水土保持林」と「共生林」のうち、特に経済条件の悪い奥山や主幹林道から遠い場所にある人工林は、混交林・複層林を経て人手や管理コストのかからない自然林へ返していくこと等も必要であろう。

また我が国の場合には、残された自然林を尊重し、少なくなった自然と野生生物の生息・生地を守る営みを優先させるような森林地域（国有林では「緑の回廊」として設定されている）も確保しておかねばならないのではないか。既に全国各地で自治体先行型で新たな森林づくりへの取組みがみられ、現在14県で新設された00年の地方分権一括法に基づく法定外目的税としての地方税（「森林環境税」等の名称）の使途に混交林造成や環境林整備が充てられたり、自治体独自財源による経営放棄林への自然林・混交林造成等が実施されはじめている。

（3）森林施業改革

多様な森林には、それに対応した多様な森林施業方法があると考えられる。今後は、

さまざまな地域にあった適地適木型の、様々なタイプの森林造りや施業をいくつかパターン化して標準化するとともに、自然林や混交林、あるいはそれへの移行過程での施業方法を確立していく必要があると思われる。

経済林施業の合理化については、長伐期択伐施業や複層林化と自然力を活用した低コスト更新が注目されている。長伐期択伐施業のメリットとしては、

- ①大径木化による木材の品質向上と販売価格のアップ＝付加価値増が図れる可能性。
- ②大径木化・立木数減少による伐採搬出の効率化余地の拡大（林道・路網の整備が前提）。
- ③長伐期と択伐の組み合わせによる木材需要や価格動向への供給調整度の向上。
- ④伐採後の新植保育経費の削減可能性。
- ⑤皆伐回避による森林生態系の保全と災害の防止。

等が挙げられる。また複層林化のねらいとしては、

- ①自然力を利用した低コスト更新。
- ②我が国の場合には炎天下で行われる下刈り作業からの解放。
- ③混交林化による森林内容の改善と土壌肥沃化。

等が挙げられる。長伐期択伐施業や複層林化については、たとえば間伐率の選択、間伐対象立木の選択方法（長伐期施業は優良木を残す）、立ち枯れ等による自然淘汰期待の一部立木放置・省力化や列状間伐・群

状間伐等の間伐手法の工夫等々、様々な施業改革の可能性がある。各地域の事情や気候・地形・土壌にマッチした、より適切な方法を摸索していくべきものと考えられる。

また施業方法以外にも、

- ①地域的な合意形成、経営体間及び上下流の連携と生産のとりまとめ。
- ②伐期の長期化に対応した経営の継承対策、災害等のリスク対策。
- ③収入と償還金の時間的ミスマッチへの配慮・支援。
- ④長伐期施業確立へ向けた技術的支援・啓蒙普及活動強化。

等が、今後長伐期択伐施業や複層林化の定着を図るための条件整備事項として提言されている。^(注1)

いずれにせよ、木材価格低迷に対して受身で対応する単純な伐期延長ではなく、施業方法の革新や経営内容の変更を伴う長伐期択伐、複層林化への積極的な取り組みが全国的な課題である。

また、目下のところ整備の遅れている人工林の除伐・間伐推進は緊急課題である。人工林はその適正な林齢時点において間伐を実施しないまま長期間放置すると、その後は成長力を失い、森林としての機能を低下させ、資源として有効に活用することが困難になる。戦後営々として築かれた貴重な我が国の人工林の森林としての健全性を保持し、その資源を今後生かしていくためにも、間伐等による森林整備は不可欠である。

(注1) 農林漁業金融公庫(2005)『公庫月報』12月号, 33頁。

(4) 国産材の安定供給と利用拡大

人工林として蓄積された膨大な資源を有効活用するためには、国産材の安定供給とその利用拡大も重要な課題で、当面は1,600万 m^3 まで縮小した供給を森林・林業基本計画の数字である2,500万 m^3 程度まで拡大するための取組強化が求められる。

まず、山元は間伐材を中心に原木の安定供給努力を継続し、たとえば管内の森林所有者ごとの木材出荷(可能)情報を常に整理して把握しておく必要がある。また、間伐材の有効活用やマーケティングの強化は、森林整備の採算性を高め、森林所有者の経営意欲を高めることができるため、森林整備推進には不可欠である。

本伐採または皆伐については、木材価格の動向を見極めながら無理をせず、活力ある製材業者との連携を図りながら、地域材活用の在来工法住宅等の付加価値の高い商品への取組みを強化し、少しずつ実績を積み上げることで木材供給基地としての機能を確立していくのが望ましい。

また「川下」木材業界は、機能本位で信頼される木材供給体制、特に乾燥無垢材のプレカット対応を中心に置いた業務展開が望まれる。森林認証、産地や品質の適正表示、JAS規格の普及等により、適切な森林施業と材の品質・規格(寸法・強度・含水率等)に対する消費者の信頼を得ながら国産材利用の拡大を図るべきである。

少子高齢化社会の到来で今後は住宅新築

の大幅増大は望めない。国産材需要拡大は住宅リフォームへの対応や既往非木質系素材の代替等のきめ細かな需要拡大策を地道に進める必要がある。

政府は00年にグリーン購入法(国等による環境物品の調達に関する法律)を制定し、木質化素材利用促進のため、公的機関が率先して公共土木や補助対象施設・備品に間伐材等の環境物品の調達を行う施策を行っている。また昨今の国産材業界では、製材工場の大型化や合板・集成材へ国産スギの活用を図るような新しい動きがみられるほか、新年度からは「新生産システム構築対策」といった強力な木材サプライチェーン構築の政策も開始された。

集成材や合板の場合には、これまで林内に切り捨てられていたB材等の低質材を地域でまとめて共同出荷できることから、間伐材の有効利用拡大策として大いに期待されている。今後「川上」「川下」が一体となり、国産材活用の取組強化が図られることを切に期待したい。

(5) 担い手の確保と育成

— 森林組合・森連の体制強化 —

担い手確保・育成も不可欠である。我が国の民有林面積の7割を占め、その多くが5ha未満の森林を経営する小規模零細所有者を組織化した森林組合は、その面的な広がりからみて、今後の森林整備・管理の中核的担い手として最も重要な組織と考えていいだろう。森林組合と森連については稿を改めて論じたいと考えているが、今回は

次の4点を指摘しておきたい。

第一に、森林組合系統は現下の厳しい環境に対応するため、従来の組合経営や事業のあり方、仕事の仕方や労働条件・職場環境、組合員組織や作業班組織のあり方等を今一度「タブー抜き」で抜本的に見直してみる必要があるのではないか。

第二に、組合員に立脚した事業構造を早期に確立することである。具体的には、管内民有林の森林整備と間伐材等の木材安定供給計画の中長期ビジョンを持ち、不在村者を含む森林所有者や組合員に対して間伐や路網整備等の「森林整備プラン」を積極的に提案し、事業を団地化^(注2)していく試みを強化するとともに、高度林業機械の導入や路網敷設技術力の向上につとめ、コストダウンへ向けて事業遂行力を強化していくことである。また地元市町村やNPO・NGO、信頼のおける「川下」木材業者や工務店等とも連携しながら、地域材活用推進に努力する方向で組合事業の拡充を図るといいのではないかな。

第三は、若手担い手の育成である。既知の通り02年度からの「緑の雇用担い手育成事業」により、森組系統も含めて合計で約3,600人の若手担い手が新たに林業に就業した。この支援事業は今後も継続される計画だが、重要なことはこの若手職員や作業員にとって魅力的な職場環境や労働条件を今後どのように実現し充実していくかという点である。組織の民主化や近代化に加えて、研修制度や高度技術習得機会の提供、資格制度の創設等、課題は多い。

第四は、零細小規模で活動水準の低下している森林組合の解消・克服の問題である。森林組合には、今日においても常勤役職員が不在か、配置されていても人員数が2～3名と極端に少なく、機械装備も不十分で、作業班組織も脆弱な組合がまだ全国に多く存在する。これらの森林組合は、これまでは行政窓口等として一定の役割を担ってきたと考えられるが、これからの森林・林業を考えた場合には、このままでは期待される役割を果たすことは容易ではない。従って、今後は隣接組合との合併や森連の支援・協力等により、抜本的な組織改革を行い、森林組合の発揮する機能が「もれる」地区がないように、都道府県域トータルでの体制強化を行う必要があるように思われる。

森林組合系統では、去る05年11月の全国大会において、従来の「森林組合改革プラン」を継承する新たな次期運動として「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」を立ち上げた。

そこでは第一に「地域森林管理体制の構築」として地域の森林情報を生かしつつ施策提案を積極的に行い、多くの組合員参画による団地施策を実現するとしている。また第二には「国産材安定供給体制の構築」として、ニーズに適応した良質木材の安定供給に努め、第三に「経営革新と信頼の確保」のため組織革新と情報発信を行い、自主・自立の協同組合として地域社会の森林管理主体を担うことを宣言している。

大事なことは、森林組合が国民の参加と

支援を得ながら、期待の高まる森林と山村の再生に全力を尽くし、文字通りの高度な機能と能力を兼ね備えた中核的な担い手となることである。そのためには、今回の大会決議を各森林組合が持ち帰り、これまで取り組んだ「森林組合改革プラン」の到達点と未達点、及びその原因を明らかにし、これからの方策に資して行くことではないだろうか。

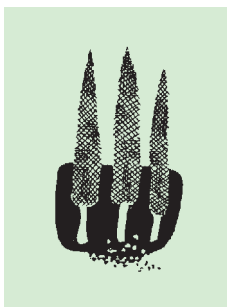
(注2)「森林整備プラン」の具体的な実践事例としては、京都府の日吉町森林組合の取組等がある(たとえば日吉町森林組合(2006年)「継続的

改善で地域森林管理の中核的な役割を担う」『GR現代林業2006年3月号』(社)全国林業改良普及協会を参照)。

<参考文献>

- ・(社)大日本山林会(2000)『戦後林政史』
- ・農林漁業金融公庫(2005)『長伐期施業の展望と課題(長期金融)』
- ・梶山恵司(2005)「ドイツとの比較分析による日本林業・木材産業再生論」『研究レポートNO.216』富士通総研(FRI)経済研究所
- ・藤森隆郎(2000)『森との共生』丸善(株)
- ・遠藤日雄(2002)『スギの行くべき道』(社)全国林業改良普及協会
- ・林野庁(2005)『(平成16年度)森林・林業白書』

(主席研究員 田中一郎・たなかいちろう)



地銀等民間金融機関における 農業分野への取組状況と農協の課題

〔要 旨〕

- 1 農業の資金需要が1980年代半ば頃から低迷しているなかで、ここ数年、一部のメガバンク、地銀・第二地銀等民間金融機関の農業分野への取組みが活発化している。本稿の目的は、農業金融を取り巻く環境を整理した上で、民間金融機関のなかでも地銀・第二地銀等の取組状況とその背景について分析し、農協の農業融資の課題を考察することにある。
- 2 農林水産省は05年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定し、そのなかで担い手に対して各種施策を集中的・重点的に実施する方向へと農業政策は大きく転換している。また農林公庫は政策金融改革の流れをうけて、民間金融機関に対する農業金融への参入支援を経営基本計画の一つの柱に挙げ、様々な取組みを行っている。地銀・第二地銀等ではこうした農業金融を取り巻く環境変化とともに、リレーションシップバンキングの機能強化、地域密着型金融の推進等が農業分野へ取り組む契機となっている。
- 3 ここ数年の地銀・第二地銀等の農業分野への取組みは、①農林公庫との業務協力締結、②専担部署の設置、③農業者向けローン商品の取扱開始、④ビジネスマッチング・商談会の開催に分けられる。さらに農業生産への貸出対応だけでなく、広く農業に関連する産業を巻き込みながら展開する銀行や、農業分野に取り組むことを企業の社会的責任と位置づけ、地域経済活性化の取組みの一つとしてとらえる銀行もある。このように地域性の違いもあり、地銀・第二地銀等の取組みは多様化している。
- 4 こうした地銀・第二地銀等の農業分野への取組みを踏まえ、農協の信用事業と経済事業との関係、融資相談対応の現状から農業融資に対する課題を考察する。農業法人等大規模経営体のなかには、農協の経済事業の利用面で農協との関係が疎遠となり、信用事業でも取引がなくなるという事例もみられる。また農協の農業融資への対応は「待ちの姿勢」になりがちである。したがって、疎遠となった農業生産者に対するアプローチが今後の課題となっている。
- 5 地銀・第二地銀等の農業分野への取組みが活発化しているなかで、農協系統においても、「アグリビジネスローン」の創設、担い手金融リーダーの配置等、様々な取組みを行っている。また農協にとって重要なのは、融資商品の金利水準、担保・保証人の有無、貸出対応の迅速性等といった面だけでない。他金融機関にはない経営指導、相談機能を生かしていくことが求められている。

目次

はじめに

1 農業金融を巡る環境変化

- (1) 担い手への施策集中
- (2) 農林公庫による民間金融機関に対する農業金融への参入支援

2 地銀・第二地銀等を巡る環境

- (1) 新プログラムに基づく地域密着型金融推進計画
- (2) 貸出余力拡大と新規マーケット開拓

3 地銀・第二地銀等の取組状況

- (1) 農林公庫との業務協力締結の進展
- (2) 農業向けローン商品の取組み
- (3) ビジネスマッチング、商談会の開催
- (4) 多様な取組みと今後の展開

4 農協の農業融資への対応状況と課題

- (1) 信用事業と経済事業との関係
- (2) 融資相談対応

おわりに

はじめに

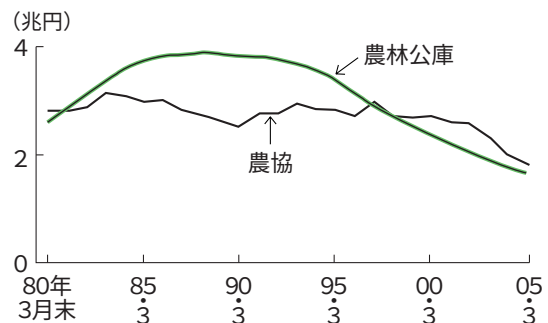
農業の資金需要のうち長期の設備資金は、財政融資資金を原資とする農林漁業金融公庫資金や民間原資の農業近代化資金等制度資金が対応してきた。運転資金、短期・中期資金は、主に農協のプロパー資金が対応してきた。なお農協以外の民間金融機関については、農業に対する審査ノウハウ不足等もあり農業分野への取組みは積極的でなかった。^(注1)

農協と農林漁業金融公庫（以下「農林公庫」という）の農業貸出金残高の推移をみると1980年代半ば頃から減少傾向にある（第1図）。農林公庫資金は主要な資金である農業基盤整備資金、農地取得資金の減少が影響している。農業基盤整備資金は農林公庫資金への依存度が高い圃場整備事業の予算措置が事業計画の達成とともに減少したこと、また農地取得資金は農地利用増進計画に基づく農地取得により70年代後半に

かけて増加したが、その後減少したことが影響している。農協のプロパー資金は制度資金で対応できない資金需要に対応してきたが、農業を取り巻く環境悪化による投資意欲の低迷等が影響している。^(注2)

農業の資金需要は全体として低迷しているが、ここ数年農林公庫による民間金融機関への農業金融の参入支援等もあり、一部のメガバンクや地銀・第二地銀等では農業

第1図 農協（推計値）、農林公庫の農業貸出金残高の長期推移



資料 農協信用事業動向調査、農林公庫『業務統計年報』各年度版

(注) 農協残高試算表では、1994年4月以前の農業貸出金残高を集計していない。したがって、農協のデータは当総研が毎年実施している農協信用事業動向調査（サンプル調査）の「貸出金用途別残高」のうち農業関係資金の割合を農協残高試算表の貸出金残高に掛け合わせて算出した推計値である。残高には農協のプロパー資金と農林公庫以外の制度資金を含んでいる。

分野への取組みを活発化させている。

本稿の目的は、農業金融を取り巻く環境を整理した上で、民間金融機関のなかでも地銀・第二地銀等の取組状況とその背景について分析し、農協の農業融資の課題を考察することにある。^(注3) 本稿の構成は以下のとおりである。第1節で農業政策、農林公庫改革の状況を整理し、農業金融を取り巻く環境を概観する。第2節、第3節で地銀・第二地銀等による農業分野への取組みとその背景をまとめ、続く第4節では他金融機関の取組みを踏まえたうえで、農協の農業融資の課題について考察する。

(注1) 日銀が公表している国内銀行等の農業貸出金残高は「農業」を営んでいる先に対する事業性資金の残高と定義されている。しかし当総研実施の地銀等へのヒアリング調査によると、農業生産以外にも農業を営む先への各種貸出金が含まれ集計されているのが実態である。公表データは農家・農業の周辺分野を含む広範な貸出金残高であると理解するのが妥当であり、資金規模の把握は難しい。

(注2) 80年以降の農協と農林公庫の農業貸出の変化については長谷川（2006）を参照のこと。

(注3) 地銀等民間金融機関の農業貸出に焦点を当てた既存研究は少なく、またほとんどが高度経済成長期になされている。

1 農業金融を巡る環境変化

(1) 担い手への施策集中

農林水産省は05年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定し、そのなかで「担い手の明確化と支援の集中化・重点化」「担い手への農地の利用集積の促進」を盛り込んだ。これまでのような農業者を一律に対象とする施策体系を見直し、地域

の担い手を明確化した上で、担い手に対して農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施する方向へと農業政策は大きく転換している。05年9月の改正農地法等の施行により、構造改革特区で認められてきた一般事業会社の農地のリース方式による農業参入は全国的に可能となり、新たな農業の担い手に対する期待が高まっている。

農林公庫資金の貸出先別動向をみると、「個人」は減少している。一方、90年代後半から株式会社や農業法人等の「会社」の残高は、農業法人数の増加や規制緩和による株式会社の農業参入もあり、増加している。^(注4) 統計では確認できないが、農業法人等「会社」の運転資金、短期・中期の資金需要についても拡大しているものと考えられる。

(注4) 長谷川（2006）参照。

(2) 農林公庫による民間金融機関に対する農業金融への参入支援

農林公庫は08年度から中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等4機関と統合されることが決定している。

こうした政策金融改革の流れをうけて、農林公庫は05年6月に経営基本計画（05～07年度）を策定した。そのなかで「民間金融とのパートナーシップ確立《民間金融機関の参入支援》」を柱の一つに挙げ、後述するような地銀・第二地銀等との業務協力締結等様々な取組みを行っている。

2 地銀・第二地銀等を巡る環境

地銀・第二地銀等では、こうした農業金融を取り巻く環境変化とともに、リレーションシップバンキングの機能強化、地域密着型金融の推進等が農業分野へ取り組む契機となっている。

(1) 新プログラムに基づく地域密着型金融推進計画

金融庁は、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(03～04年度)を踏まえ、05年3月に「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(以下「新プログラム」という)を公表している。新プログラムは、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力強化、③地域の利用者の利便性向上の3つの柱からなっている。

地銀・第二地銀等は、①で地域の特性やニーズを踏まえた創業・新事業支援、経営相談・支援強化(ビジネス・マッチング情報の提供等)、担保・保証に過度に依存しない融資の推進が求められている。また③で地域金融機関としての地域貢献が必要とされている。地銀・第二地銀等は、新プログラムに基づき05～06年度までの「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」という)を作成し、機能強化を図るための取組みを行っている。

(2) 貸出余力拡大と新規マーケット開拓

地銀・第二地銀等は不良債権処理に目途をつけたことで貸出余力が拡大している。ただし、大企業は企業の財務健全化に向けた借入金圧縮の動きや直接金融へのシフト等もあり、資金需要があっても内部資金でまかなう傾向が強い。一方、個人の住宅ローンや中小企業向けは地域金融機関のみならずメガバンクも含めて競争が過熱している。^(注5)

一部の地銀・第二地銀等は、地域密着型金融の推進や貸出競争が激しくなるなかで、新たなマーケットを開拓するために農業分野に着目している。

(注5) 金沢(2005) 参照。

3 地銀・第二地銀等の取組状況

(1) 農林公庫との業務協力締結の進展

農林公庫と民間金融機関との「業務協力に関する覚書」の締結は、04年4月の鹿児島銀行にはじまり、06年3月末までに112金融機関にのぼっている(第1表)。そのうち地銀が49と半数近くを占め、次いで信金が37と多い。地域別には、北海道、四国で域内すべての地銀・第二地銀が、東北、北陸、中国ですべての地銀が締結済みである。北海道、東北、四国等農業が盛んな地域では、地銀・第二地銀を中心に信金へと締結の動きが広がっており、農業分野への関心の高さを示している。

農林公庫は、締結した金融機関に対して、情報交換のための協議会やシンポジウムの

**第1表 農林公庫と都銀、地銀、第二地銀、
信金との業務提携の状況**

	合計	都銀	地銀	第二 地銀	信金
北海道	5	-	1	2	2
東北	17	-	10	3	4
関東	12	4	5	1	2
中部	19	-	8	3	8
北陸	7	-	6	1	-
近畿	13	-	3	2	8
中国	15	-	5	2	8
四国	11	-	4	4	3
九州・沖縄	13	-	7	4	2
全国	112	4	49	22	37

資料 農林公庫ホームページから作成

(注)1 06年3月末時点。

2 色網掛けは各業態の全金融機関が提携済みの地域。

開催、相互の人材交流、農林分野に関する審査ノウハウ等の情報提供、協調融資を行っている。また06年1月から、農林公庫は独自に開発した農業版スコアリングを用いて個別農業経営の信用力評価結果を提供するサービスを開始している。

地銀・第二地銀等は農林公庫との連携による審査ノウハウの取得等への期待が大きい。また農業分野に取り組む体制整備も進めている。調査時期はやや古いが05年5月に農林公庫が業務締結した金融機関（50機関）に対して行ったアンケート調査によると、16の金融機関で農林漁業専門セクション・専任担当者の設置を、また9の金融機関で営業店評価に農林漁業への融資実績を反映する制度の導入を実施ないしは検討している。

(2) 農業向けローン商品の取組み

金融庁の新プログラム以前から、地銀・

第二地銀等は担保・保証に過度に依存しない融資の促進を実施してきた。既に多くの地銀・第二地銀等では中小企業向け融資にスコアリング方式の貸出スキームを導入している。スコアリング貸出とは、スコアリングモデルから求められる借入先の信用力を示す「スコア」を判断材料とし、スコアに応じた貸出金利水準を求める貸出手法の^(注6)ことである。

こうした貸出手法は農業向けのローン商品においても活用されている。新聞報道によると第2表のように34の金融機関でここ数年新たに農業者向けのローン商品の取扱いを始めて^(注7)いる。商品内容は金融機関により様々であるが代表的な商品は第3表の通りである。商品の^(注8)特徴は、無担保・無保証で、融資期間は比較的短く、融資額もそれほど大きくなく、申し込みから審査結果通知までの期間が短い^(注9)ことにある。これら商品はスコアリングに基づく貸出であるが、農業向けの特別なスコアリングモデルはない。したがって、中小企業向けと同じモデルを使用しており、その他の経営情報も貸出実行の判断材料にしているのが実態のよう^(注9)である。

また、これまで農林漁業者は信用保証協会の保証対象外業種であるために貸出対応が難しかった。七十七銀行、八十二銀行のように、オリックスと提携し、外部保証会社を利用することで信用リスクの軽減を図ろうとするケースもある。

さらに、八十二銀行では認定農業者、エコファーマー制度認定者に対して金利優遇

第2表 農業向け商品の取扱いがある銀行、信金

都銀	地銀		第二地銀	信金	
三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 埼玉りそな銀行	みちのく銀行 七十七銀行 秋田銀行 東邦銀行 常陽銀行 関東つくば 武蔵野銀行	八十二銀行 第四銀行 山陰合同銀行 伊予銀行 十八銀行 肥後銀行 大分銀行	北洋銀行 殖産銀行 栃木銀行 長野銀行 大光銀行 トマト銀行 宮崎太陽銀行	大地みらい信金 あぶくま信金 福島信金 水戸信金 結城信金 鳥山信金	岐阜信金 阿南信金 高松信金 観音寺信金

資料 新聞報道をもとに作成

(注) 新聞報道をもとに、融資対象者を「農業者」に特定している農業向けローン商品を取り扱っている金融機関をとりまとめたものであり、ビジネスローンで農業者も利用可能な商品を取り扱っている金融機関は除いている。

第3表 主な金融機関における農家向けローン商品の概要

	七十七銀行 77アグリビジネスローン 「アクティブ」	常陽銀行 農家向けローン 「大地」	八十二銀行 農林漁業者ローン 「経営上手くめぐみ」
対象者	オリックスの(株)の保証が受けられる設立2年以上の農業法人、個人農業者	設立1年以上の農業法人、個人農業者	オリックスの(株)の保証が受けられる1年以上農林漁業を営んでいる法人、個人事業主
融資額	運転資金500万円以内 設備資金1,000万円以内	100万円～500万円以内	最高1,000万円
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	事業資金
期間	運転資金1年以内 設備資金5年以内	1か月以上5年以内	最長5年
金利	審査に応じた所定金利	5%	4.375% (固定金利)
担保 保証人	担保不要、保証人は法人は代表者、個人は不要	原則無担保、保証人は法人は代表者、個人は不要	担保不要、保証人は法人は代表者、個人は不要
その他(金利優遇等)	オリックス(株)の保証料が必要、原則申し込み書類受付から3営業日以内に審査結果を通知	「常陽アグリ交流会」入会者は0.5%の金利優遇、申し込みから3営業日以内に審査結果を通知	オリックス(株)の保証料が必要、認定農業者は年1.0%、エコファーマー制度認定者は年0.5%金利を優遇

資料 各金融機関のホームページ、パンフレットから作成

を実施している。常陽銀行では、農業生産者、農業資材・食品産業等の交流促進を目的とした自行の「常陽アグリ交流会」への入会者について金利優遇を実施する等独自の取組みもみられる。

(注6) 平田(2005) 参照。

(注7) これまでも一部地銀等では農業者向けのフリーローン商品等を取り扱ってきた。

(注8) 保証は借入者が個人の場合には原則不要、法人の場合には代表者のみ必要としていることが多い。

(注9) 『近代セールス』2005年9月1日号参照。

(3) ビジネスマッチング、商談会の開催

また、農業生産者と取引先である仕入業者、食品加工業者等関連業者とのビジネスマッチング、商談会を開催する動きも出てきている。各金融機関とも農業生産者との取引がほとんどなかったために、農林公庫や行政等と共催で開催するケースが多い。

これまで取引先から販路開拓等の要望を聞き取り別の取引先に紹介することは、銀行法上の業務として認められていなかった。したがって、サービスとして取り組ま

れてきたが、03年6月からビジネスマッチングが銀行法上の「その他付随業務」として認められたために、手数料の徴収が可能となっている。

05年度上期中に農業分野のビジネスマッチング、商談会を開催したのは、地銀では北海道銀行、東北銀行、北都銀行、常陽銀行、千葉銀行、大分銀行の6行、第二地銀では北日本銀行だけで今のところそれほど多くない状況にある。^(注10)

しかし、地銀・第二地銀等は新規顧客の獲得手段とみており、また新プログラムにおいても経営相談・支援強化としてビジネスマッチング情報の提供等が求められていることから、今後、開催が増えていくものと考えられる。

(注10) 新プログラムに基づく「推進計画」について、各行から公表された05年度上期の進捗状況を当総研で集計したもの。

(4) 多様な取組みと今後の展開

ここ数年の地銀・第二地銀等の農業分野への取組みは、①農林公庫との業務協力締結、②専担部署の設置、③農業者向けローン商品の取扱開始、④ビジネスマッチング、商談会の開催に分けられる。

また、農業生産への貸出対応だけでなく、広く農業に関する川上から川下に至る関連産業を巻き込みながら展開している銀行もある。例えば鹿児島銀行ではアグリクラスター構想（県の基幹産業である農業を中心に関連産業までを含めた産業群の活性化支援）に基づき、アグリクラスター専担者を配置し、農林公庫との連携を通じて審査ノウハ

ウ等の構築・活用および協調融資を推進している。

さらに常陽銀行では農業県であるという地域特性を踏まえ、農業分野に取り組むことを企業の社会的責任（CSR）と位置づけ、地域経済活性化の取組みの一つとしてとらえるケースもある。実際、いくつかの金融機関ではこうした視点から農業分野への取組みを行っている。^(注11)

このように農業分野への取組みは多様であり、地域の特性の違いもあり一律ではない。今後の展開についても金融機関によってかなりの違いが出てくるものと考えられる。しかしながら、これまで地銀・第二地銀等では、農業貸出は天候不良による定期返済の困難性が結果として遅延となる債権も多いために、あまり歓迎してこなかった。また不良債権処分は担保処分を伴うが、農地等の担保は処分の際の買い手探しなど手続きに困難が伴い、また農地価格の低下により回収に充当できないという理由から敬遠されてきた。^(注12)

ここ数年地銀・第二地銀等で農業分野への取組みが活発化しているが、農地等の担保処分の困難性等に大きな変化がでているとは考えにくい。取組みは始まったばかりであり、今後の展開に注目する必要がある。

(注11) 常陽銀行以外にも、地銀ではみちのく銀行、東北銀行、七十七銀行、足利銀行、広島銀行、宮崎銀行、第二地銀では北洋銀行、東京スター銀行が「推進計画」の05年度上期の進捗状況において農業分野への取組みを地域経済活性化と関連付けている。

(注12) 坂内（2000）参照。

4 農協の農業融資への対応状況と課題

こうした地銀・第二地銀等の農業分野への取組みを踏まえ、農協の信用事業と経済事業との関係および融資相談対応の現状から農業融資に対する課題を考察することにした。

(1) 信用事業と経済事業との関係

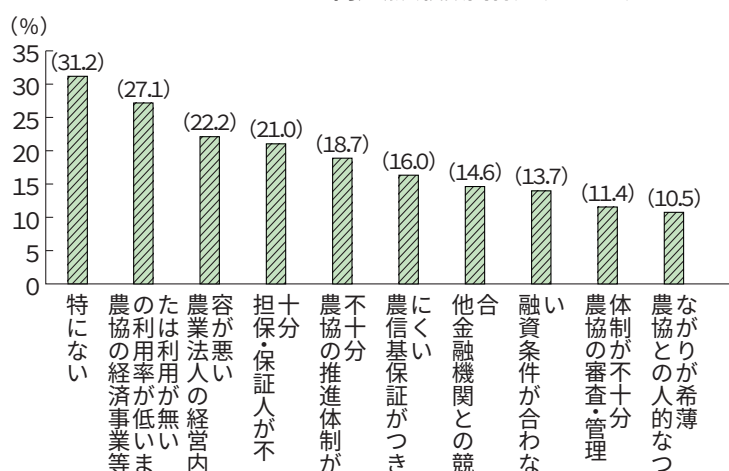
農協では農業生産者の長期の資金需要に対して農林公庫資金の転貸、農業近代化資金で対応してきた。また短期資金には経済事業の利用に合わせた営農貸越（組合員勘定を含む）で対応してきた。こうした資金対応は、農協で生産資材の購入と農産物の代金決済がなされ、決済口座と運転資金を農協が管理し、経営状況を常時把握することにより可能であった。^(注13) またこうした対応をすることによって、農協も信用リスクを軽減できるという面があった。

当総研では、05年6月に実施した農協信用事業動向調査において、農協の農業法人への融資対応にあたっての問題点を聞いている（複数回答）。「特にない」との回答割合が31.2%と最も高いものの、問題点として27.1%の農協では「農協の経済事業等の利用率が低いまたは利用が無い」を挙げ

ており、経済事業の利用の有無が融資対応の問題となっている（第2図）。また「農業法人の経営内容が悪い」（22.2%）、「担保・保証人が不十分」（21.0%）といった農業法人の経営状況について問題としている農協も多い。その一方で、「農協の推進体制が不十分」（18.7%）、「農協の審査・管理体制が不十分」（11.4%）、「農協との人的なつながりが希薄」（10.5%）といった組織、体制面を挙げる農協は比較的少ない。

農業法人数は増加し、経営規模も拡大する傾向にある。また生産資材購入、農産物販売において系統以外のチャネルを利用するケースもある。こうしたなかであって、農業法人の資金借入先にも変化が出てきている。日本農業法人協会が会員に対して実施したアンケート調査によると、運転資金の調達先として農協（44.9%）と銀行^(注14)（42.8%）が同程度となっている。次いで信金・信組（6.9%）、農林公庫以外の政府系

第2図 農協における農業法人への融資対応にあたっての問題点（複数回答）（n=343）



資料 平成17年度第1回「農協信用事業動向調査結果」

(注) 回答割合が高い上位10位まで表示しており、割合が低い「その他」「農協の大口限度額に抵触」は除いている。

金融機関（5.4％）が続いている。設備資金については、農林公庫（49.4％）が最も多く、次いで農協（29.8％）、銀行（13.4％）、信金・信組（3.7％）、農林公庫以外の政府系金融機関（3.7％）の順となっている。本調査は回答数も少なく、営農類型ごとの違いも考慮しなければならないが、とりわけ運転資金の調達先が多様化していることがうかがえる。

農業法人等大規模経営体のなかには、農協の経済事業の利用面で農協との関係が疎遠となり、信用事業でも取引がなくなるといった事例もみられ、疎遠となった農業生産者に対するアプローチが今後の課題となっていると考えられる。

また、例えば肉用牛経営では、良質な素牛導入には市況に応じた即金が必要なケースもみられる。こうした資金需要に対して農協の融資対応が十分でない面もあり、信用事業の利用から遠ざけている可能性もある。農協における迅速な融資対応についても今後の課題となろう。^(注15)

（注13）坂内（2001）参照。

（注14）05年6月に農業法人協会会員のうち1,624法人に対して実施したアンケート調査で回答数は372法人、回答率は22.9％。「運転資金」は恒常的な資金繰りの資金とし、設問に農林公庫は設定していない。また回答法人の営農類型は稲作等土地利用型が37.9％、畜産が32.2％、施設野菜、花卉、きのこ等の施設型が18.3％と畜産の割合が高い。

（注15）坂内（1999）参照。

（2）融資相談対応

こうしたなかであって、農協では農業融資の相談に対してどのように対応しているのであろうか。多くの農協では組合員対応

ということもあり、組合員からの農業融資に関する相談があれば積極的に対応しようとしている。

融資相談は各支店の融資担当職員が窓口となるケースが多く、農業融資以外の住宅ローン等生活関連資金についても幅広く対応している。そのため農業融資については、ほとんどの農協で融資担当職員等による組合員に対するアプローチはなされておらず、借入希望者からの相談があってはじめて融資相談に応じる状況にある。さらに融資相談対応には農業経営の状況を把握している営農部門との連携が十分でない場合も多い。^(注15)

このように農協と疎遠になった農業生産者に対しては積極的にアプローチする機会は多くないものとみられ、地銀・第二地銀等はこうした農業生産者を積極的に取り込もうとしている。

（注15）長谷川（2005）参照。

おわりに

これまでの農協の農業融資への対応は「待ちの姿勢」になりがちである。また農協と疎遠な関係にある農業生産者に対して積極的なアプローチを実施している農協は多くはないものとみられる。

農業金融を取り巻く環境が変化し、地銀・第二地銀等の農業分野への取組みが活発化しているなかで、農協系統においても農業の担い手強化に向けた対応を順次実施している。05年4月に農林中央金庫では農

業法人等の資金ニーズによりの確に対応していくために「アグリビジネスローン」を創設している。また11月には農林公庫と協定を締結し、担い手に対する金融強化のための連携を強化しようとしている。さらに認定農業者や農業生産法人、集落営農組織向け融資を担当する担い手金融リーダーを農協等に配置し、担い手に対する融資相談、営農指導、経済事業など農協内のほかの部門との調整等体制整備に注力している。

さらに農協でも様々な取組みがなされつつある。例えば栃木県はが野農協では04年3月に営農経済渉外を担当する「農業相談支援チーム」(ACSH)を発足させ、園芸特産部会に加入している全農家(約2,000戸)^(注16)を定期的に訪問している。組合員の情報収集が目的であるため推進目標は定めず、農協から離れていったあるいは離れつつある組合員に対しても定期訪問し、得られた情報を関係部署に流し、積極的に事業に反映させている。こうした取組みの結果、経済事業や信用事業の系統利用率が回復傾向にある。

農業生産者の資金調達先は、ここ数年の地銀・第二地銀等の農業分野への取組みに

より多様化する傾向をみせている。農協にとって重要なのは、融資商品の金利水準、担保・保証人の有無、貸出対応の迅速性等といった面だけではない。他の民間金融機関にはない経営指導や相談機能を生かしていくことが求められているものといえよう。

(注16) 06年2月16日開催のJA-IT研究会「第15回公開研究会」での栃木県はが野農協による報告を参考にしている。

<参考文献>

- ・長谷川晃生(2006)「農協、農林漁業金融公庫における農業貸出の変化」『総研レポート 農業資金需要の全体像』調一18No.2, 4月
- ・平田英明(2005)「わが国中堅・中小企業金融の新しい展開」『経営志林』法政大学経営学会, 2月
- ・金澤直樹(2005)「地域銀行分析レポート——地域銀行の中小企業向け貸出戦略——」『金融調査情報』17-16, 信金中金総合研究所, 11月9日
- ・『近代セールス』2005年9月1日号, 「地方銀行にみるスコアリング融資戦略」
- ・坂内久(2000)「大規模農業経営体の特質と資金利用をめぐる問題」『農林金融』9月号
- ・坂内久(2001)「大規模農業経営体と農協事業の関わり——信用事業を中心に——」『農林金融』8月号
- ・坂内久(1999)「大規模農業経営体の資金需要」『農林金融』6月号
- ・長谷川晃生(2005)「農協における農業融資の現状と課題——融資相談への対応を中心に——」『農林金融』5月号

(元農中総研研究員)

長谷川晃生・はせがわこうせい)

<現在 農林水産省農林水産政策研究所研究員>



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2005

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお、CD-ROM版をご希望の方には、有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編集…株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発行…農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく 営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2005年12月

水田面積縮小に対する国民的な合意形成を

「水田過剰」の用語が政策によりやうく登場してきた。水田過剰は田の他地目への転換を含意しているだけに、行政はその使用を避けてきたのであろう。しかし、これからは水田の畑、山林、沼沢地など他地目への転換が主要な農政の課題になる。いや農政は、水田の他地目転換だけにとどめず、人口減少社会への移行をチャンスに、かつてとくにスプロール的に農地から転用された宅地、工場用地などを水田をも含む農地へ再転換しつつ、水田総面積を減らしながら日本全体の農地利用の効率化を農業構造改革の主要課題とすべきである。

かつて「開田ブーム」があった。そのピークは1960年代後半で、この5か年に年平均23.5千haの畑が田に転換されていた。米過剰が表面化した70年代前半にはそれが5.2千haに減少し、ブームは急激に去った（『耕地及び作付面積統計』）。米と外貨の不足のもとにあって財界を含めた米自給の国民的合意の存在が開田ブームの背景にあった。

2003年度から政府は「水田畑地化」に着手している。陸稲を除けば水田を減らすことが米過剰の解消にもっとも効果的であるが、過剰が表面化してから35年を経過したいまようやく抜本的対策がとられるようになったのである。しかし、残念ながら水田畑地化に本格的に取り組む姿勢はまだみられない。従来、米過剰には水田の他地目への転換ではなく、いずれ稲作への復帰を前提に緊急避難として転作が講じられてきた。この緊急対策が35年ものながきにわたって続いたのは、開田に対するほどの確たる合意ではないとしても、とにかく国民的な合意があったためであろう。

水田畑地化の前提となる過剰水田面積を試算してみよう。いま水田は約260万ha、転作面積は約100万ha、国産米需要は約800万トンとする。国産米需要は人口、1人当たり米消費量、輸入米消費量に規定される。今後このいずれもが需要引き下げに作用するとみられる。かりに、人口1億人、米消費量50kg/人/年のとき、国内米消費量は500万トン、水田面積に換算すると100万haとなる。輸入米消費をゼロとするのは非現実的で、国内水稻作付面積は100万haを下回るとみなければならない。2050年の人口は8000万人台との推計もあり、人口減少時

代にはこうしたシナリオも描ける。米の消費量はすでに60kgを割り込んでいるので、50kgは幻想と一蹴すべきでない。ともかく過剰水田面積は現在の水田の3分の2ちかく、160万ha以上となることも、国民と農政は視野に入れるべきである。もし過剰な水田がすべて畑地になるとしたら、新たな日本農業論が構築できよう。

40年先の2050年を念頭におくことに意味がある。日本の稲作は貯水施設、導水・取水・分水施設、湛水施設、圃場施設、排水施設からなる装置産業であり、水利施設と農業水利権の縮小も不可欠である。現行の土地改良事業も計画から事業完了までは15～30年を要するのであり、いまから水田縮小に本格的に取り組んでも、それが日の目を見るのは2020～40年ということになる。

人口減少社会の健全な経済運営には生産設備の適切な縮小が不可欠である。稲作についていえば水利施設と水田の縮小が課題になるが、過去35年の間に水田の縮小を怠ってきたため、転作面積に相当する100万haもの過剰設備（水田）を現在すでに抱えている。これから160万ha以上の水田を縮小するとしたら残る水田と水利施設の利用効率を確保することも重要である。零細分散所有の水田を無秩序に破棄するとき、装置全体が非効率化し、残すべき水田の生産効率、水利施設の利用効率に悪影響が及び、国産米の生産コストにそれは反映する。

水利施設の更新がこれから本格的にはじまるので、その更新と水田の他地目転換とを一体的にすすめることも課題になる。乱暴に言えば、水系あるいは幹線用水路単位で受益水田と水利施設のすべてを破棄するとき、残る稲作と水利施設の効率が確保される。

開田を政策として推進した以上、水田縮小も政策として取り組むべきであるが、以上のような課題を伴う政策の実施は容易ではない。それだけに国民的な合意形成を、それも転作並みではなく開田に匹敵する水準の合意を必要とする。しかし、合意形成に向けた努力は農業生産者、農業関連団体と関係学会、経済界や政治にもない。いまから、あらゆる機会を活用し、水田の他地目転換と他地目の農地への再転換を可能にする新しい農地利用形態の確立に対する関心を喚起していくことが重要である。

（元筑波大学農林学系教授 坪井伸広・つばいのぶひろ）

都市農業（個別経営）の実情と課題

——都市農業を考える③——

〔要 旨〕

- 1 首都圏，近畿圏の個別経営事例から次のような都市農業の実情が浮かび上がってくる。
 - ①本格的な都市農業問題は90年代から発生。
 - ②強い農地維持志向。
 - ③農外収入が支える経営。
 - ④多様な経営形態。
 - ⑤時代とともに変わる作物等。
 - ⑥経営を圧迫する雇用労賃。
 - ⑦環境保全への配慮。
 - ⑧周辺住民との良好な関係構築。
 - ⑨多様な販売形態。
 - ⑩均分相続と相続税負担が最大のネック。
- 2 特に，91年生産緑地法の改正等による宅地並み課税の徹底と，農家の高齢化の進行が重なって本格的な都市農業問題が顕在化してきたこと，換言すれば，バブル崩壊以降の農地減少は，開発需要よりは相続にともなう農地処分が主になってきていること，都市農業は，不動産収入や農外就労による農外収入によって，農業経営維持が可能となっていることを強調しておきたい。
- 3 こうした実情を踏まえて，都市農業・農地維持のための課題を整理すれば，農地としての維持は農業者個人の努力によってはいかんともしい状況に置かれていることを踏まえて，
 - ①担い手・後継者問題，法人化と利用権の設定等をもにらみながらの，都市政策のなかでの都市農地の明確な位置づけ。
 - ②相続税納税猶予制度等の見直し。
 - ③農業者の営農継続についての明確な意思表示の必要性。
 - ④相続税等について自治体および農協自らの問題としての指導・助言への取組みとその強化，多様な販売チャネルの創出。
 - ⑤国民の都市農業についての理解獲得のため，都市農業の実態についての積極的な情報発信。等が主要課題としてあげられる。

目次

はじめに

1 個別経営レベルでの経営実態と問題点(事例)

- (1) 野菜
- (2) 果樹
- (3) 園芸

2 都市農業・農地の実情と課題

- (1) 都市農業・農地の実情
- (2) 課題

結語

はじめに

減少する都市農地と担い手の高齢化から、10年、20年先には農地が半減することが懸念されている都市農業について、本誌05年6月号の拙稿「日本農業における都市農業」では、都市的地域での農業産出額が全体の約3割のシェアを占めるとともに、新鮮な農産物の供給、緑地空間・防災機能等多面的な機能を発揮していることについてみた。あわせて都市農業にかかる法制度とその変遷、都市農業の評価をめぐる議論の流れ等についても整理した。そして本誌06年3月号の拙稿「都市農業（地域レベル）の推移と実態」では、首都圏の府中市、近畿圏のJA兵庫六甲・阪神地域を取り上げ、市町村レベルでの都市農業の実情と課題について整理した。

本稿では市町村レベルからもう一步踏み込んで個別経営に焦点を当てて分析した上で、都市農業・農地の実情と課題についてあらためて整理することをねらいとしている。

1 個別経営レベルでの経営実態と問題点(事例)

市街化区域にある首都圏、近畿圏の個別経営のうち、公害問題等から減少が著しい畜産や土地利用型の稲作を除いて、高度技術集約的で相対的に競争力を有しているとみられる野菜、果樹、園芸について取り上げることとする。

(1) 野菜

a 東村山市・S1氏(55歳)

①農地等

生産緑地にすると売却することができなくなることで、相続税納税猶予は終身営農が条件となっており、営農継続が困難になった場合の納税負担が大きすぎるというリスクがあること等から、生産緑地にはせず宅地化農地^(注1)としている。

150aを所有しているが、うち20aは農地として利用できる状況にない。

②生産品目

以前は20、30品目を生産していたが、現在は品目をある程度絞り込んでトマト、キ

ユウリ、キャベツ、ブロッコリー、ハウレンソウ等を中心に生産している。

③販売

農産物は自分ですべてパックして量販店に直接出荷している。手間はかかるが責任の所在が明確にできること、市場価格よりも2～3割高く販売できることがメリットとなっている。

④労働力

基本的には夫婦2人であるが、好きなきにきて手伝いをし、謝礼の代わりに現物を持ち帰ってもらう営農ボランティアが2人いる。

⑤経営・農外収入

学校を出てから10年ちょっとサラリーマンを経験。父の代に建てたアパートを賃貸しているが、老朽化してきている。現在第2種兼業農家に該当するが、将来的には賃貸収入は減少して第1種兼業農家に移行することになる。

⑥有機栽培

東京都のエコファーマー推進に対応して、近隣農家8戸で有機栽培にも取り組んでいる。10aを有機栽培しており、手間は慣行栽培の2倍ぐらいかかるが、販売価格はほとんど変わらない。できるだけ手間のかからない品種へとシフトさせてきている。

⑦税金等

宅地化農地であるため毎年納付する固定資産税は1千万円を超える。

⑧意見等

- ・都市農業の最大のネックは多額の税負担。

- ・量販店への出荷は朝取りが基本でパッキングもあって、けっこう重労働ではあるが、サラリーマンに比べればストレスは少ない。近隣の住民のなかには農業をやりたいという人もいる。
- ・農業者は親の面倒をみ、親せき付き合いをして家を守ってきているが、収入はサラリーマンには及ばない。
- ・後継者を確保していくためには、ある程度子供に任せながらも、けっこうな期間、親がカバーしないと引継ぎ・継続はできない。
- ・近隣の農家は相続が発生すれば農地の半分が残ればいほう。
- ・農地解放で農地を取得した小作人はその農地に対する執着は乏しく、そのほとんどはすでに手放されており、今農地として残っているものの大半は地主だった農家の所有地である。
- ・農地にかかる税制を2010年までに何とかしないと手遅れになる。

b 尼崎市・S2氏 (52歳)

①農地等

もともとは120aの農地を有していたが、150坪以下の土地は宅地化し、残った農地は生産緑地に。現在60aある農地のうち25aで米を生産。

②生産品目 米と野菜の露地栽培。

③販売 すべて市場出荷。

④労働力 夫婦2人。

⑤経営・農外収入

所得の割合は不動産所得が6割、農業所



農地を有効利用して様々のカバークロップが栽培されている。(尼崎市)

得が4割。不動産収入は駐車場料金である。

⑥税金等

固定資産税が払えればいいと割り切っている^(注2)ので、駐車場からの不動産収入で経営のバランスをとっている。好きではないマンション経営をするつもりはない。

以前は農地の一部を市民農園として貸していたが、相続税納税猶予制度の対象にならないことからやめた。

⑦意見等

農地の周りを住宅が取り囲んでおり、住民から悪臭等について苦情が出ないように生ごみについては農地に還元しないようにしている。住民の農業についての理解を獲得していくことが農業継続のためには不可欠である。

c 伊丹市・W氏 (57歳)

①農地等 60a

②生産品目 葉ヅキダイコン、コマツナ等野菜。半分に施設栽培。

③販売

敷地内にある直売所での販売と農協大型直売所へ集荷。敷地内直売所は朝取りしたものを11時ごろに並べるが、3時ごろにはほとんど売り切れとなる。

④労働力

夫婦2人に弟と息子が手伝い。

⑤経営・農外収入

不動産収入3：農業収入1の割合で、農業にかかる収支はほぼトントン。

⑥意見等

- ・相続税納税猶予制度のおかげで税金対応は可能になっている。
- ・農家が農業を継続していくためには農協が必要。また販売面でも生協との連携の建て直しが必要。

(注1) 病気等で長期療養を余儀なくされ営農が困難となっても終身営農の義務規定違反違反とされ、営農困難となった時点で納税猶予期限を終了(期限の確定)したと見なされて、猶予期間中の利子相当額を加算した相続税の支払いを求められ、加算額を徴収されることになる。

(注2) 生産緑地の指定を受けている農地の固定資産税評価額は農地として評価され、農地課税が行われる。

(2) 果樹

a 東村山市・N氏 (49歳)

①農地等

農地150aで、梨70a、キュウイ50a、ブドウ30aを生産。

曾祖父の代は養蚕、祖父の代はサツコムギ、父親の代は養豚、自分の代になって果樹栽培を行っている。

果樹は当初観光農園としてもぎ取りをやっていたが、いいものからなくなって良くないものが残ってしまうこと、いつ客がく

るか分からないため人をはりつけなければならないこと等から、もぎ取りをやめて贈答用へとシフトさせてきた。

②生産品目

梨、キュウイ、ブドウが中心であるが、父親が若干の養豚を継続、一部自家用の菜園にしている。

③販売

市場では、いわゆる梨の産地のものと比べると半値程度の値段でしか売れないことから、自宅内直売所と宅配を使つての販売を中心にしているが、一部生協向けもある。銘柄産地に比べると品質は劣るがこれをカバーするため完熟したものを発送。ただし、おいしいが糖度が高いため腐りやすいのが難点。直売2：宅配8の割合で販売。

④労働力

夫婦を中心とした家族労働力だけでは足りないことから常時パートを5～6人雇用。うち3～4人は朝9時から午後5時までのフル労働。

⑤経営・農外収入

農業での収支はマイナス。雇用労働力を常時、しかも自給800円で雇用していることが大きく響いている。

アパートを1棟(21戸)持っており、ここからの家賃収入のおかげでバランスさせてはいるが、空室も増えてきており安定した生活基盤をどうやって確保していくかが最大の課題となっている。

⑥税金等

今のところ家賃収入によって納税はできてはいる。

⑦意見等

- ・都市農業そのもので利益をあげている人は朝5時ごろから働いているような人に限られる。
- ・サラリーマンが生涯賃金で稼ぐ分程度を、子供たちに資産として残しておいてやりたいというのが農家としての気持ちだ。

(3) 園芸

a 府中市・O氏(62歳)

①農地等

32aの農地と宅地が400坪あり、事務所の屋上も利用。82年に農業生産法人化し府中市内での規模拡大は難しいことから、別途千葉県君津市に10haの農場を有している。

②生産品目

高速道路ののり面や公園等を広く覆う植物(グランドカバー植物)であるヘデラ、セダム、マツバギク、低木類等約300種を



住宅に囲まれた農地で露地とビニールハウスで栽培。(府中市)

生産。挿し木、株分け、根分けをした苗を発根・発芽させて、君津にある農場に移送して管理・育苗し、規格の大きさに達した苗を販売している。

戦後、米麦、野菜を生産していたが、その後果樹、55年には養鶏に転換、70年に緑化事業を開始。高速道路をはじめとする道路の開発・整備、公団住宅の建設等が盛んになり、グランドカバー植物の将来性に着目したものである。畜産は80年にやめている。

③意見等

- ・都市農地は担保価値が大きい。都市農業者は時代に合った都市農業を目指してチャレンジすべき。
- ・農業生産法人については一定の条件のもとに農業投資価格評価での農地による現物出資を可能とするとともに、経営継承の際の農業投資価格評価による相続税課税^(注3)を。
- ・主業的農業者への農地集積を可能とする条件整備を。
- ・宅地化農地ながら主業的に取り組んでいる農業者にかかる固定資産税について、生産緑地並みでの固定資産税に。
- ・堆肥場、農機具車庫等営農のための必要施設、屋敷林等について生産緑地、相続税納税猶予制度の対象に。
- ・三大都市圏の特定市における相続税納税猶予制度^(注4)の終生営農規定の緩和を。

b 志木市・K氏（55歳）

①農地等

両親の代まで米麦経営を営んでいた。73年の祖父の死去にともない相続税納付のため3割以上の農地を売却。7年前に父親が死去し農地は祖父の時代の3分の1にまで縮小を余儀なくされた。狭い面積を有効活用していくため施設による花卉栽培に取り組んでおり、施設（温室）1,300坪（9棟）、冷蔵庫30坪を有している。

②生産品目

70年に農業経営研修所を卒業すると同時に就農し、これまでの米麦経営から将来性が見込まれる施設花卉経営への転換を決意して、まずはパイプハウス100坪から草花鉢物の生産を開始した。

以降、花卉鉢物需要の拡大に対応してシクラメン等を中心に、ガラス温室の建設による規模拡大をすすめてきた。

80年には有限会社を設立するとともに、カラジュームの球根栽培への取り組みを開始した。92年には栽培施設をすべて大型温室に改修し、96年には球根冷蔵用の冷蔵庫を導入してチューリップやカラーの生産をも開始した。現在ではチューリップ、マルチヒアシンス、ミニ水仙、カラー、カラジュームの球根ものの鉢物を生産している。

③販売

10数年前まではシクラメン等を直売してきた。

しかしながら鉢物の価格が低迷を続けたことから球根ものの鉢植え栽培に特化して、60近い市場と取引を行っているが、出荷作業は市場からの集荷トラックに任せており、出荷にかかる労働力と運送費の節減

につながっている。

④労働力

K氏夫婦に長男（98年就農）、次男（02年就農）の4人の家族労働力に、雇用労働力として社員4人と、臨時雇用を8～10人使用している。

ベトナムからの研修生も受け入れているが、栽培管理作業の大半は雇用労働力によって行われているため、雇用者の技術習得・レベルアップ等が必要で、おおむね習熟するまでに1年ぐらいかかる。

なお、団塊の世代を使ってもみたが、球根の鉢物栽培は回転率が速く重労働であること、しかるべき地位にあった人は協調性に欠け、パートの女性とチームワークをとっていくことが難しいこと等から、子育てを終わったぐらいの主婦を中心に雇用。

⑤経営・農外収入

施設花卉栽培専業であり、収益性を維持していくために、国内外の生産者等との情報交換、市場・種苗会社からの情報等を参考にしながら毎年数種類の新品種を試作しており、絶えずオリジナル品目の開発に努めている。

長男、次男ともに本農場で働いているが、本農場の面積は狭小で今以上の規模拡大は難しいことから、適当な農地が取得できればそこで施設花卉栽培を広げて行きたいとしている。

⑥税金等

固定資産税は農地課税されており負担はさほど大きくはない。ただし、地域によっては固定資産税にかかる負担調整率が上が

って、固定資産税の負担が重くなってきているという話も聞いている。

⑦意見等

- ・有限会社にすると、生産緑地であっても相続税の納税猶予制度が適用されなくなるのはおかしい。^(注5)
- ・また、生産緑地を農地として貸せないというのもおかしい。
- ・生産緑地を資材置き場に利用する場合、コンクリートを打つと生産緑地として認められなくなるのはおかしい。
- ・都市農地でも規模拡大意欲のある人に集積できるような仕組みが必要
- ・農業を継続・拡大したいのなら市街化区域から出て行けといわれれば、やむを得ないが、できることなら現在地から遠いところには行きたくない。
- ・都市住民は生産緑地がどうして守られているのか理解していない人がほとんどである。

(注3) 都市農業・農地にかかる現行制度は自作地と家族自営農業に対象範囲を厳しく限定しており、法人化や、農地の賃貸借、利用権の設定を認めていない。したがって現行制度に切り替わる以前に法人化したものだけが存在している。

(注4) 三大都市圏の特定市以外の農地等については納税猶予期間が20年とされている。

(注5) K氏は父親が死去した際に、有限会社に納税猶予制度が適用されないのはおかしいとして、税務当局を相手取って告訴した経過がある。結果的には納税猶予制度の適用は認められず、修正申告を余儀なくされている。

2 都市農業・農地の実情と課題

本稿での個別経営レベルでの事例に加えて、本誌06年3月号で地域レベルでの事例

を取り上げてきた。多くは都市農業のレベルの高い地域であるが、このほかにも多くの都市農業者、農協、市町村等からヒアリングを行ったことから、これら全体を含めてあらためて都市農業の実情と課題について整理する。

(1) 都市農業・農地の実情

a 本格的な都市農業問題は90年代から

都市農地は日本経済の成長にともなう開発需要によって工場用地・宅地等への転換が増加したが、特に64年の東京オリンピック開催にともない新幹線、高速道路のための用地買収が加わり、地価が一気に上昇するとともに、転用が加速した。73年のオイルショック以降、転用スピードは若干緩んだものの、都市農地の減少傾向は一貫して続いている。

併行して生産緑地制度の流れをみると、農地の宅地並み課税によって土地の流動化をはかり市街化をすすめようとする意図をもって74年に旧生産緑地制度がスタートしているが、82年の長期営農継続農地制度創設等により農地の宅地並み課税は必ずしも実効をあげ得なかった。これが日米構造協議の外圧等によって92年に長期営農継続農地制度が廃止されるとともに、生産緑地法の改正が行われ、さらには相続税の納税猶予制度の改正も行われるなど農地の宅地並み課税が厳格に運用されるようになった。この時期に農家の高齢化の進行が重なり、本格的な都市農業問題が顕在化したといえることができる。

b 強い農地維持志向

統計数値の裏づけはないが、ヒアリング結果から二つのことが推定される。第一は、バブル崩壊時期までは農地の宅地、道路等にともなう開発需要が主で農地が減少してきたが、バブル崩壊以降の農地減少は開発需要よりは相続にともなう農地の処分が主になってきているのではないかとということである。第二が、開発需要にともなう農地を転用・売却したのは相対的に農地改革で農地を取得した旧小作人に多く、旧地主層は農地への執着が強く、府中市、JA兵庫六甲・阪神地域のアンケート調査等にみられるように、できることなら農地を現状のままで維持していきたいという意向を持った農家がほとんどで、一部転用しても、売却にはきわめて慎重であることがうかがわれる。

そしてこうした農家が家を守り、また中心となって地域を守り、消防やお祭り等地域コミュニティ・文化を支えているといえることができる。

c 農外収入が支える都市農業

都市農業は小規模経営ながらも高い技術力を生かした集約的農業が営まれているとともに、消費者との距離が接近しているメリットを生かしての販売が行われているが、農業収入を主として生計をたてている主業農家はごく一部にとどまっている。大半の農家はアパート、マンション、駐車場等からの不動産収入、あるいは農外就労からの収入に依存しながら農業経営を持続し

ているというのが実態である。不動産収入や農外就労による収入に批判的な世間の目もあるが、むしろ農外収入があるからこそ都市農業・農地が維持されていると理解すべきであろう。

多くの都市農業者に共通していることは、農業者としての意識と誇りを持っていることであり、地域に対する愛着も強く、不動産業者、サラリーマンという意識を持ったものはほとんどいない。

d 多様な経営形態

都市農業と一口には言ってみても、専業農家から全く農地を利用していないものまで幅が広く、施設栽培等高度技術を生かした企業的農家から観光農園、さらには市民農園・体験農園等に至るまで経営形態は実に多様である。

e 時代とともに変わる作物等

dの都市農業経営形態の多様性のなかにも位置づけられようが、都市農業を取り巻く環境変化のスピードは速く、また消費者との距離は接近している。このため、消費者ニーズに対応して、さらにはその変化を見越して、畜産から果樹・野菜へ、あるいは同じ果樹でも品種や作物の更新等がきわめて弾力的であり、変化が激しいことを特徴の一つとしてあげることができる。さらには広い農地、あるいは良好な環境を求めて遠隔地に進出して営農継続、規模拡大を行っているものもあり、営農エリア等活動空間も相対的に広いといえる。

f 経営を圧迫する雇用労賃

都市農業は概して小規模経営が多いが、近隣に農作業を希望する人材を雇用する環境に恵まれていることから、家族労働力に加えてパート等雇用労働力を活用しているものも多い。

雇用労働力は恒常的労働力、パートにとどまらず、営農ボランティア、インターンシップ等、多様な形態が存在する。恒常的労働力やパートの活用については、時給800円前後と労賃部分がかさみ、経営の大きな圧迫要因になっている。

いずれにしても農業経営で一定程度以上の利益を獲得していくためには家族労働力でしかも早朝からの労働を余儀なくされる。不動産収入等農外収入で経営をバランスさせているとともに、生計費をも依存しているものが多い。

g 環境保全への配慮

住宅と接近しており、農薬を散布すればすぐに家の窓が閉められてしまう等、周辺住民の“目”は厳しく、有機栽培や特別栽培を行っているものは少ないにしても、ほとんどの生産者は多かれ少なかれ農薬・化学肥料の使用抑制に努力しているとみることができる。

h 周辺住民との良好な関係構築

農薬・化学肥料の使用はもちろん、堆肥等の鋤き込み等について周辺住民の理解獲得が前提となる。このため収穫した農産物の一部を配る等、いろいろと配慮に努めて

いる生産者がほとんどである。

また、生産者にとってはビンや缶を捨てられたり、猫等ペットに荒されたり糞で汚されたりすることを防ぐためにも周辺住民との良好な関係を維持していくことを必要としている。

i 多様な販売形態

市場販売は減少し、直売、量販店出荷等販売形態は多様である。直接消費者と“顔と顔の見える関係”を構築して消費者ニーズを直接把握する、消費者の声が働きがい、市場出荷より有利販売が可能、市場手数料がかからない、等動機は様々である。

j 均分相続と相続税負担が最大ネック

生産者・農地所有者である被相続人が死亡すれば相続が開始されるが、遺言等がなく法定相続される場合には、一般的には配偶者と子供が相続するケースが多く、子供が複数いれば子供が相続する分を均等に分割し相続することになる。

これにともなって農地が細かく分割されることになり、まとまった農地の利用が困難になる場合も多く、結局は農地を不動産業者を介して宅地に転用して売却するなど、農地の減少をもたらす大きな理由となっている。

また、相続税の納税猶予制度は、生産緑地の場合、納税猶予額が免除される期限が92年1月1日以降、原則として農業相続人の死亡の日とされている。すなわち終身営農を条件とするきわめて厳しい制度となっ

ているため、将来の農業継続・健康などへの不安から納税猶予制度の選択に踏み切れず、結果として相続を機に売却・転用を余儀なくされるケースが多いのが実態である。

(2) 課題

上にみた実情を踏まえて都市農業・農地を維持し、担い手・後継者を確保していくにあたっての課題を、都市農業と都市農地とに明確に区分されるわけではないが、各々関係する主体別に整理しておきたい。

a 都市農業維持のために

安定収入としての農外収入はありながらも、基本的には消費者・住民と同じ地域にいう条件を生かして、農業収入の増大、コストの低減をはかり、農業経営のバランスを確保していくことが必要である。

① 農業者

・置かれた環境・条件のなかでの選択肢が相対的には豊富である。専業か兼業か、



市民農園として利用されている都市農地。
(武蔵野市)

高度技術集約的農業か観光農業か自家用か、自らの体力・能力・意欲に対応した経営形態の適切な選択。

- ・雇用労賃が高いことから家族労働力で対応可能な範囲内での経営，もしくは研修生，ボランティア等労賃のかからない労働力の確保・利用。
- ・環境保全型農業取組みの一段の強化。
- ・直売をも含めた多様な販売形態を活用しての販売力の強化。

②農協

- ・地産地消を含めた多様な流通チャネルの創出による販売力の強化。
- ・地域ブランドの確立。
- ・環境保全型農業の推進。

③地方行政

- ・学校給食をはじめとする地産地消の推進。
- ・地域ブランドの確立。
- ・地域別食料自給率向上に向けての具体的実践。

④政策

- ・都市農業の農業政策対象としての取り込み。
- ・都市農地を活用してまじめに営農している場合の農地としての課税。

b 都市農地維持のために

都市農地の転用を余儀なくしている多様な要因の除去をはかるとともに，そうしたことを可能にしていくため都市農業の実態についての情報の積極的発信による国民の理解獲得が求められる。

①農業者

- ・農業・農地の持つ公共性・公益性についての自覚。
- ・営農継続についての明確な意思表示が必要。
- ・消費者との交流についての主体的な働きかけが必要であり，消費者からの「農地のあるところにきてよかった」という反応の獲得。

②農協

- ・特に農地の細分化を防ぐための遺言状の作成・指導を含めた相続税等についての指導・助言の強化。
- ・農協合併にともなって希薄化している地方行政とのコミュニケーションの確保・拡大。

③地方行政

- ・都市行政のなかでの都市農業・都市農地の明確な位置づけ（防災空間や緑地空間の確保，地域活性化，観光等）。
- ・自治体自らの問題として相続税等についての指導・助言への取り組み。

④政策

- ・都市政策のなかでの都市農地の明確な位置づけ。
- ・相続税納税猶予制度をはじめとする見直し。

結 語

以上，都市農業・農地の実情と課題についてみてきた。本来的には都市農業が経営として成り立ってこそ都市農地の維持が可

能となるはずであるが、農業経営は農外収入によってかろうじてバランスさせてはいるものの、生産緑地制度導入の経過等からも明らかであるように現行制度は農地の宅地化を前提にしたものであり、農地としての維持は農家個人の努力によってはいかんともし難い状況に置かれている。

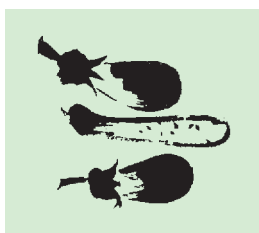
したがって基本的には担い手・後継者の確保や、これに関連しての法人化と利用権の設定等をもにらんだ相続税等の見直し等抜本的な対策が不可欠であり、そうするなかで農業として成立させていくための取組みが必要とされるのである。相続税等見直

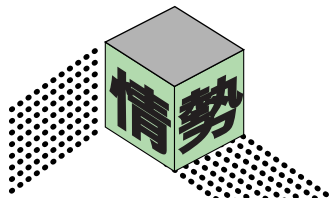
しのためには都市農地の必要性についての国民の幅広い合意が前提となる。このためには国土ビジョンのなかに都市農業・農地を明確に位置づけていくことが求められる。国土ビジョンのなかでの位置づけと、これを踏まえての施策等については稿をあらためて展開することとしたい。

<参考文献>

- ・ 蔦谷栄一（2005）「日本農業における都市農業」『農林金融』6月号
- ・ 蔦谷栄一（2006）「都市農業（地域レベル）の推移と実態」『農林金融』3月号
- ・ 今仲清・下地盛栄（2005）『都市農地の特例活用と相続対策』清文社

（特別理事 蔦谷栄一・つたやえいいち）





市町村合併に伴う指定金融機関及び公金貯金の動向

——平成17年度第2回農協信用事業動向調査結果から——

はじめに

「平成の大合併」と称されるように、近年、地方行政改革の一環として市町村合併が進んでいる。特に、2004年度下期から05年度にかけては急速に市町村合併が進んだ。この市町村合併の動きと呼応するように、農協の公金貯金は04年12月末に前年比減少に転じ、その後も減少が続いている。05年6月に実施した平成17年度第1回農協信用事業動向調査（以下「動向調査」という）においても、公金貯金の減少要因（自由回答）として多くの農協が市町村合併、それに伴う指定金融機関の変更をあげていた。^{（注1）}

このような状況を踏まえて、05年11月に実施した第2回動向調査では、①農協管内での市町村合併の状況、②農協の指定金融機関の指定状況、③市町村貯金残高とその増減要因について回答いただき、市町村合併が指定金融機関の指定状況、農協貯金の動向に与えた影響を検証することとした。

（注1）動向調査は全国の資金観測農協の協力を得て毎年2回実施しているアンケート調査である。動向調査の対象となった農協は、05年11月時点で信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた384農協である。うち355農協から回答が得られ、集計率は92.4%であった。

集計農協の1農協当たり平均の貯金、貸出金残高はともに全農協平均（農協残高試算表デー

タによる）の1.5倍であり、集計農協はやや規模の大きな農協が多い。そのために、集計農協が全農協に占めるシェアは農協数で40.3%であるが、貯金残高では60.3%となっている。前年比伸び率を比較すると、全農協の05年3月末と9月末の伸び率は貯金が2.2%、2.0%、貸出金が△0.9%、△0.7%である。これに対して、調査結果では同時期に貯金が2.5%、2.2%、貸出金が△1.0%、△0.6%と伸び率の動きは同様の傾向を示している。したがって、大まかな資金動向をみる上では代表性があるものと考えられる。

1 概況

動向調査の結果について述べる前に、全国の市町村合併の動向及び指定金融機関についての概略を説明する。

（1）市町村合併

全国の市町村数は99年3月末に3,232であったが、06年3月末には1,820となっている。特に、04年3月末の市町村数は3,132と5年間で100程度しか減少しなかったのに対して、05年3月末では611減、06年3月末には699減と04年度から05年度にかけて急速に市町村合併が進んだ。その背景としては、旧合併特例法に基づく財政措置の期限が06年3月末であり、その前に合併しようとする市町村が増加したことがあ^{（注2）}る。

(注2) 旧合併特例法では、①合併特例債の発行、②地方交付税の算定替といった財政優遇措置が認められた。当初、優遇措置の適用期限は05年3月末とされたが、法改正により05年3月末までに合併を申請していれば、06年3月末までに合併した市町村についても優遇措置が適用されることとなった。

(2) 指定金融機関

本稿でいう「指定金融機関」とは、地方公共団体における公金の収納支払事務を行うために、議会の議決を経て指定された金融機関をさす。市町村の場合、指定金融機関の指定は任意であるが、9割の市町村が指定金融機関を指定している^(注3)。

やや時点は古くなるが、04年6月末においては市町村数3,126のうち2,935 (93.9%) が指定金融機関を指定し、そのうち農協を指定しているのは689、全市町村数に占める割合は22.0%となっている。

市町村が合併する場合、旧市町村での指定はその廃止により取り消され、新しい市町村が新たな指定金融機関を指定することになる。合併市町村のほとんどは指定金融機関を指定しており、指定金融機関の選定が合併協議会の協議項目のひとつとなっている。

(注3) 指定金融機関業務等の詳細については、本誌05年9月号丹羽由夏「地域金融機関と地方公共団体」を参照されたい。

2 動向調査結果からみた指定金融機関の指定状況、市町村貯金の動向

(1) 市町村合併による市町村数の変化

対象農協全体の管内の市町村数は03年9月末において2,005であったが、05年9月末には1,494に減少した^(注4) (第1表)。対象農協のほぼ半数で市町村合併があり、市町村合併のあった農協では市町村数が03年9月末の1,277から766に減少(△511)したためである。地帯別にみると、特に農村地帯、都市的農村地帯で市町村合併が多い^(注5)。これらの地帯では、半数を超える農協で市町村合併があり、市町村数は約3割減少している。

(注4) 集計対象は農協を指定金融機関に指定している市町村の数が記入されていた351農協。

(注5) 地帯区分は、農中総研独自の区分。特定市は「特定市街化区域農地」を有する市、過疎地域は「旧過疎地域活性化特別措置法の適用を受ける市町村」。上記に該当する市町村を除き、中

第1表 03年9月末～05年9月末における市町村合併の状況

(単位 組合，市町村，%)

		回答 組合数 (a)	03.9～ 05.9に管 内です市 町村合併が あった組 合 (b)	割合 (b/a)	管内の市町村数		増減率 (d/c)
					03.9 (c)	05.9 (d)	
全 体		351	174	49.6	2,005	1,494	△25.5
合 併	市町村合併あり	174	174	100.0	1,277	766	△40.0
	市町村合併なし	177	-	-	728	728	-
地 帯	特定市	48	10	20.8	242	229	△5.4
	中核都市	52	25	48.1	360	279	△22.5
	都市的農村	160	88	55.0	952	674	△29.2
	農村	68	42	61.8	361	239	△33.8
	過疎地域	23	9	39.1	90	73	△18.9

核都市は県庁所在地または人口が20万人以上、都市的農村は人口3～20万人、農村は3万人未満。区分は97年時点の市町村単位だが、農協管内に複数の市町村を含む場合はより大きな経済規模に対応する区分を採用する（特定市、中核都市、都市的農村、農村、過疎地域の順に優先）。

(2) 指定金融機関の指定状況

03年9月末において、農協を指定金融機関に指定している市町村は492あり、市町村総数に占める割合は24.5%となっていた（第2表）。05年9月末においては、農協を指定している市町村は295となり、市町村数に占める割合は19.7%と03年9月末に比べて4.8ポイント低下している。

このうち、合併のなかった市町村で農協を指定しているのは03年9月末において247、05年9月末において255とほとんど変わっていない。^(注6)

一方、03年9月末から05年9月末の間に合併した市町村をみると、03年9月末における管内の市町村数は817、そのうち農協を指定するものは245であった。05年9月末においては市町村総数は306に、農協を指定しているものは40となっている。合併の前後では市町村の数や規模が異なり、比較ができないため、新市町村からの指定を

03年9月末時点での旧市町村の数に置き換えると、05年9月末では155となる。03年9月末よりも90減少しており、旧市町村の廃止による指定の取消が新市町村からの新たな指定を大きく上回っていたことがわかる。^(注7)

従来から、農協は比較的規模の小さい町村に指定されることが多い。新たな市町村が指定金融機関を指定する際には、合併前の市町村のうち最も大きい市町村の指定金融機関が選ばれるケースの多いことが、農協を指定する市町村が減少した理由のひとつと考えられる。

次に、農協ベースで指定状況をみると、指定金融機関業務を行っている農協は03年9月末の150組合から05年9月末には117組合へ減少した。約4分の1の農協で指定状況に変化がみられ、新市町村から指定を受けたこと等により指定金融機関業務が拡大した農協（以下「指定の増加した農協」という）が8.0%、旧市町村の指定の取消によって指定金融機関業務が縮小したり、業務を行わなくなった農協（以下「指定の減少した農協」という）は17.4%となった。

新聞報道等によると、一部地域の合併市

町村では指定金融機関の指定をめぐる競争もみられたようである。なかには、指定金融機関の選定をめぐる協議が難航し、輪番制を採用するケースや時限を設けて再度指定の見直しを行うことを合併協議の付帯事項とするケースもあった。

第2表 農協を指定金融機関に指定している市町村の数

(単位 市町村, %)

	管内の市町村数 (a)		うち農協を指定 する市町村 (b)		農協を指定する 市町村の割合 (b/a)	
	03年 9月末	05.9	03.9	05.9	03.9	05.9
全 体	2,005	1,494	492	295	24.5	19.7
未合併市町村	1,188	1,188	247	255		
合併市町村	817	306	245	40		
(旧市町村数に換算)	(817)	(817)	(245)	(155)		

(注6) 未合併の市町村のうち、1市町村が03年9月末から05年9月末の間に新たに農協を指定している。それ以外の増加は交替制（輪番制）による変更と考えられる。交替制で農協を指定することのある市町村は全体の約4%程度となっている。

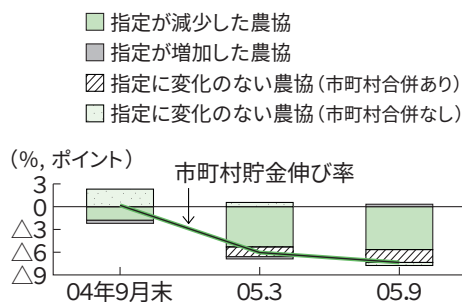
(注7) 03年9月末から05年9月末においては、市町村を分割しての合併がなかった。そのため、農協を指定している新市町村については、合併に参加した旧市町村の数で置き換えることで、合併前後の指定状況を比較することとした。

(3) 市町村貯金の動向

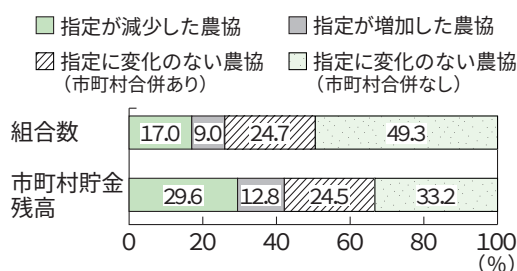
03年9月末の市町村貯金に記入のあった288農協を集計対象として市町村貯金の動向をみる。全体の伸び率をみると04年9月末では前年比増加していたが、05年3月末に減少に転じ、9月末にはマイナス幅が拡大している（第1図）。

指定状況別にみると、指定の減少した農

第1図 指定状況別にみた市町村貯金の伸び率に対する寄与度



第2図 指定状況別にみた組合数構成比と市町村貯金残高構成比(03年9月末)



協の組合数構成比は17.0%、03年9月末の市町村貯金の構成比は29.6%であるにもかかわらず、05年9月末の市町村貯金の伸び率（△7.2%）に対する寄与度は△5.5ポイントと、市町村貯金の減少が指定の減少した農協に集中している（第2図）。

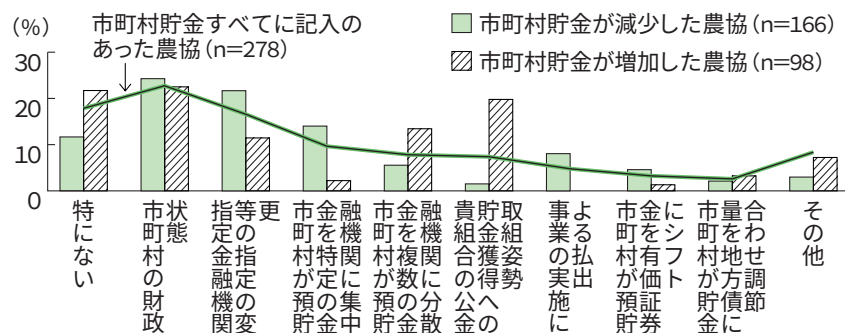
指定に変化のなかった農協では、市町村合併の有無により動向が異なる。管内で市町村合併のあった農協では、マイナス幅が拡大し、05年9月末では△1.8ポイントとなっている。一方で、市町村合併のなかった農協では、04年9月末に残高が増加しその後はほぼ横ばいとなっている。また、指定の増加した農協では、05年3月末以降わずかながら市町村貯金も増加している。

このように、管内で市町村合併のあった農協の多くで市町村貯金が減少しているのは、合併が進む地域の自治体では、財政状況がより厳しいためとみられる。市町村貯金の増減に最も影響した要因を聞いたところ、回答組合数ベースでみた場合には「市町村の財政状態」の選択割合が最も高かった（第3図）。

また、市町村貯金が減少した農協では、「指定金融機関等の指定の変更」について「市町村が特定の金融機関に預貯金を集中」の選択割合も比較的高い。市町村が合併する際、資金を整理するため旧市町村の基金等を特定の金融機関（主に新市町村の指定金融機関）に集中させる動きがみられたことによるとみられる。

一方、残高の増加した農協では、財政状

第3図 市町村貯金の増減別にみた市町村貯金の増減に最も影響した要因



利用者別にみると、市町村貯金は貯金全体に占める割合が3.9%と小さいこともあって、市町村貯金の寄与度は△0.3ポイントにとどまり、個人貯金等の増加(2.6ポイント)が大きく上回っている(第3表)。

態について「公金貯金獲得への取組み姿勢」のほか、「市町村が預貯金を複数の金融機関に分散」が比較的高い。市町村がパイオフ本格実施に伴って資金の分散を行ったことも影響しているとみられる。

(4) 農協貯金への影響

最後に、市町村貯金の増減が農協貯金に与えた影響をみる。全体では05年9月末における貯金の伸び率は2.3%となっていた。

しかし、地帯別の差が大きく、個人貯金の伸び率の高い特定市では市町村貯金も横ばいで推移している。一方、農村地帯では、個人貯金もあまり増加していないことに加えて、市町村貯金が減少したことでさらに伸び率が低くなっている。また、市町村合併のあった農協、指定の減少した農協でも市町村貯金の寄与度のマイナス幅が大きく、貯金の伸び率も1%に達していない。

おわりに

第3表 貯金の伸び率に対する利用者別の寄与度

(単位 %、ポイント)				
	回答組合数	05年9月末貯金伸び率(a+b)	市町村貯金寄与度(a)	個人貯金等寄与度(b)
全 体	290	2.3	△0.3	2.6
地 帯	特定市	4.1	0.0	4.1
	中核都市	2.0	△0.5	2.5
	都市的農村	1.5	△0.4	1.9
	農村	0.7	△0.6	1.2
	過疎地域	1.8	△0.0	1.8
合 併	市町村合併あり	2.3	△0.5	2.7
	市町村合併なし	1.9	△0.1	2.0
指 定 増 減	減少	0.6	△1.1	1.7
	増加	3.0	0.2	2.8
	変化なし	2.6	△0.0	2.6

(注) 色網掛けは全体の値よりも0.5ポイント以上高いセグメント、スミ網掛けは0.5ポイント以上低いセグメント。

以上のように、04年度から05年度にかけて市町村合併が急速に進むなかで、農協を指定金融機関に指定する市町村は減少した。指定状況の変化は農協の市町村貯金の増減にも影響を与えており、特に旧市町村の指定が取り消され指定金融機関業務が縮小した農協の市町村貯金の減少によって、農協の公金貯金残高も大きく減少した。

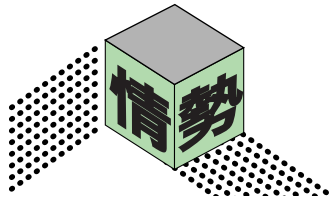
また、全国的にみれば、農協貯金全体の伸び率に対する市町村貯

金の減少の影響はさほど大きなものではなかった。しかし、貯金全体の伸び率が鈍化している地域では個人貯金の増勢が鈍化しているのみでなく、市町村貯金も大きく減少している。経済基盤の弱い地域ほど、公的セクターのウェイトが高く、財政状況の

影響を受けやすい。日本経済全体としてみれば景気は回復基調にあるものの、農協信用事業の背景にある地域経済には、依然として地域ごとの温度差が大きいことを示しているといえよう。

（研究員 小針美和・こばりみわ）





森林組合の事業・経営動向

——第18回森林組合アンケート調査結果から——

はじめに

森林組合の事業・経営動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資するため、農林中央金庫、(株)農林中金総合研究所、(財)農村金融研究会の三者は、連携して、毎年100森林組合を対象にアンケート調査を実施している。

本稿は、2005年度に実施した「第18回森林組合アンケート調査」結果の概要を紹介するものである。

1 調査対象組合の概況

調査対象100組合の平均像を概数で示すと、管内森林面積4万2千ha（うち組合員所有林2万1千ha）、組合員2,900名、常勤理事1名弱、常勤職員20名、作業班員50名などである。対象組合の規模を示すこれらの指標は、平均では全国組合のおおむね2倍前後であるが、変動係数にみられるとおり対象100組合間では大きな格差がある（第1表）。

次に04年度の経営収支をみると、主要部門の取扱高は、前年度比微増の「加工部門」（+4.4%）を除き、「販売部門」（△6.5%）、

「購買部門」（△3.9%）、「利用部門」（△13.0%）とも前年割れとなった。

事業総利益は前年度比約1割減少（△9.8%）した。部門別には、「加工部門」（+32.3%）、「購買部門」（+19.2%）は大幅に

第1表 対象組合の概況

（単位 ha, 人）

	対象組合		全国組合 平均(b)	(a/b)
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	41,910.1	0.79	25,450.1	1.6
うち組合員所有林	21,293.4	0.80	10,196.1	2.1
組合員数	2,963.1	0.82	1,697.7	1.7
常勤理事数	0.9	0.53	0.5	1.8
常勤職員数	20.2	0.93	8.4	2.4
作業班員数	53.2	0.96	28.2	1.9

資料 全国組合は『平成15年度森林組合統計』（林野庁）

第2表 経営収支（集計組合96）

（単位 千円, %）

		04年度	前年度比増減率	
			03	04
取扱高	販売	152,827	3.5	△6.5
	購買	31,498	△1.0	△3.9
	加工	190,660	4.4	4.4
	利用	304,478	1.5	△13.0
収支	事業総利益	129,898	1.0	△9.8
	うち販売	20,811	5.7	△13.0
	購買	6,535	△2.1	19.2
	加工	19,761	4.5	32.3
	利用	90,253	0.3	△13.0
	事業管理費	125,932	1.7	△4.5
	事業利益	3,966	△5.9	△67.6
	事業外収支	2,546	152.5	61.3
	経常利益	6,512	1.3	△52.9
	特別損益	4,209	-	-
	税引前当期利益	10,721	1.5	△19.7

増加したが、特にウェイトの大きい「販売部門」(△13.0%)、「利用部門」(△13.0%)が取扱高減少もあって大幅に減少した。

事業総利益の減少にもかかわらず、事業管理費の削減が小幅(△4.5%)にとどまったため、事業利益は激減(△67.6%)した(31組合が赤字)。

事業外収支、特別利益を加味しても、事業収支の悪化をカバーできず、税引前当期利益は大幅減益(△19.7%)となった(21組合が赤字)(第2表)。

2 林産事業および加工事業の現状と今後の取扱方針

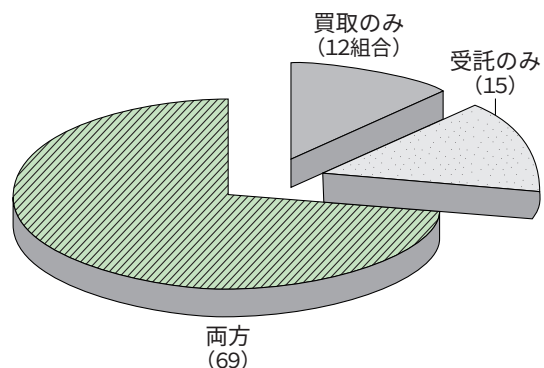
組合の主力事業であり、相互に関連している部分もある「林産事業」と「加工事業」について、①事業の実施状況、②取扱量(加工事業については収支)の傾向、③今後の取扱方針等、に関する質問を行った。

(1) 林産事業の実施状況

ほとんどの組合(96組合)が、林産事業を実施している。事業方式別(買取・受託)には、「買取と受託の両方」(69組合・71.9%)が圧倒的に多く、「受託のみ」(15組合・15.6%)、「買取のみ」(12組合・12.5%)は同数程度である(第1図)。なお、ここ2～3年の林産事業取扱量のうち買取林産の割合は51.0%(単純平均)である。

ところで、組合員所有林にかかる林産事業を「買取」「受託」のいずれにするかの基準・考え方は組合によって異なる。アン

第1図 林産事業の実施方式
(集計組合96)



ケート調査と併せて行ったいくつかの組合へのヒアリング調査(以下、「現地ヒアリング調査」という)によると、①協同組合の販売事業の基本理念である「受託」を原則とする、②業者との競争条件や組合員にとってメリット(手数料負担軽減・全額即時決済等)も得られる「買取」を原則とする、③材価低迷のなかで対象林から得られる材の良否(市場性の良否)によって、良と見込まれれば「買取」、さもなければ「受託」とする、等到大別できるようである。ただし、最終的には組合員の申出方式とする組合が多い。

(2) 林産事業取扱量の傾向

ここ2～3年の林産事業取扱量の傾向を買取・受託別にみると、買取は、「減少」(38組合・50.0%)とする組合が半数で最も多く、次いで「変わらない」(28組合・36.8%)、「増加」(10組合・13.2%)の順である。

一方受託は、「減少」(41組合・51.3%)が半数を超えもっとも多く、次いで「変わらない」(29組合・36.3%)、「増加」(10組合・12.5%)の順で、買取とほぼ同様の傾

第3表 林産事業取扱量の傾向

(単位 組合, %)				
	合計	増加	変わらない	減少
買取	76	10	28	38
	100.0	13.2	36.8	50.0
受託	80	10	29	41
	100.0	12.5	36.3	51.3

向である(第3表)。

(3) 林産事業の今後の取扱方針

今後の取扱方針については、買取は、「拡充・強化」(36組合・47.4%)が半数弱、次いで「現状維持」(31組合・40.8%)、「縮小」(9組合・11.8%)である。

一方受託は、「拡充・強化」(39組合・48.8%)と「現状維持」(38組合・47.5%)がともに半分弱であり、買取に比べ「縮小」(3組合・3.8%)は少数である(第4表)。

なお、買取の今後の取扱方針が「拡充・強化」の組合に、今後強化すべき販売対策を聞いたところ、回答は「伐採対象林の確保」(22組合・62.9%)、「安定販売先の確保」(16組合・45.7%)、「流通経費の削減」(15組合・42.9%)の3つに集中した(選択肢7, 複数回答, 以下「MA」)。要するに、いかにして、「原木」と「販売先」を「安定的に

第4表 林産事業の今後の取扱方針

(単位 組合, %)				
	合計	拡充・強化	現状維持	縮小
買取	76	36	31	9
	100.0	47.4	40.8	11.8
受託	80	39	38	3
	100.0	48.8	47.5	3.8

確保」し、しかも「コストダウンを図る」か、につきるようだ。

(4) 実施している加工事業と採算

70組合が現在何らかの加工事業を実施している。多い順に「小径木」(44組合・62.9%)、「一般製材(含む乾燥)」(30組合・42.9%)、「木工品」(26組合・37.1%)、「一般製材(除く乾燥)」(19組合・27.1%)、「チップ」(15組合・21.4%)などである。なお、「その他」は、「きのこ生産」「内装材加工」「型枠等木製品」「バイオマス関係」「菌床(シメジ)」「木炭」「炭化材」などである。

これら加工事業のうち、「ここ2～3年の収支(事業総利益ベース)が赤字基調になっている」事業があるのは、45組合

第5表 実施している加工事業と採算(MA)

(単位 組合, %)			
	実施している(a)	赤字基調(b)	赤字組合の割合(b/a)
小径木	44	17	38.6
	62.9	37.8	
一般製材(含む乾燥)	30	15	50.0
	42.9	33.3	
木工品	26	12	46.2
	37.1	26.7	
一般製材(除く乾燥)	19	11	57.9
	27.1	24.4	
その他	19	8	42.1
	27.1	17.8	
チップ	15	3	20.0
	21.4	6.7	
集成材	5	1	20.0
	7.1	2.2	
プレカット	2	0	0.0
	2.9	0.0	
計	70	45	-

(64.3%)である。赤字の組合が多い事業は、「小径木」(17組合・37.8%),「一般製材(含む乾燥)」(15組合・33.3%),「木工品」(12組合・26.7%),「一般製材(除く乾燥)」(11組合・24.4%)などである。

以上から、事業別に赤字組合の割合をみると、高いのは「一般製材(除く乾燥)」(57.9%),「一般製材(含む乾燥)」(50.0%),「木工品」(46.2%)「その他」(42.1%),「小径木」(38.6%)などである(第5表)。

(5) 加工事業の今後の取扱方針等

43組合(61.4%)が「今後、拡充・強化したい」事業を挙げており、多いのは「一般製材(含む乾燥)」(24組合・55.8%),「小径木」(14組合・32.6%)などである。

一方、12組合(17.2%)が「撤退したい」事業を挙げており、多いのは「小径木」(5組合・41.7%),「木工品」(3組合・25.0%)などである。さらに、10組合(14.2%)が「補助金問題があり、止めたくとも止められない」事業があるとしており、多いのは「小径木」(5組合・50.0%),「一般製材(除く乾燥)」(2組合・20.0%)である(第6表)。

現地ヒアリング調査によれば、補助金返還問題が生ずるので不採算の加工事業から撤退できず苦しんでいる組合があった。他方、一般製材(除く乾燥)事業の採算が取れず、好転への展望もないので、数年前に同事業から撤退した組合もあった。この経営判断を実行に移すことができたのは、補助金に頼らず自己資金で投資した事業であ

第6表 加工事業の今後の取扱方針(MA)

(単位 組合, %)

	拡充・強化 したい	撤退したい	止めたくとも 止められない
一般製材 (含む乾燥)	24 55.8	0 0.0	1 10.0
一般製材 (除く乾燥)	7 16.3	1 8.3	2 20.0
プレカット	1 2.3	0 0.0	0 0.0
集成材	3 7.0	0 0.0	1 10.0
小径木	14 32.6	5 41.7	5 50.0
木工品	7 16.3	3 25.0	0 0.0
チップ	4 9.3	0 0.0	0 0.0
その他	5 11.6	3 25.0	3 30.0
計	43	12	10

ったことが大きかったとしている。

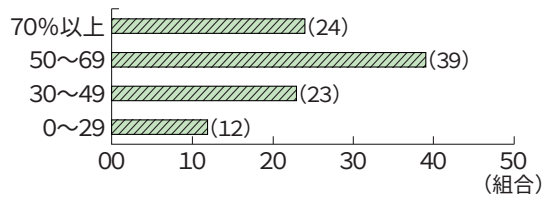
3 間伐について

間伐は、良質材の生産に不可欠な保育作業であり、組合事業・収支への影響も大きい。加えて、森林の多面的機能発揮のためにも重要な作業である。しかし、採算悪化による森林所有者の経営意欲減退等もあって、間伐が行われないままの森林が増えている。間伐が必要な森林の現状や実施状況等に関する質問を行った。

(1) 要間伐林の現状

すべての組合が、管内の組合員所有林(人工林)に間伐が必要とみられるところが「ある」と答え、そのおよその割合は、

第2図 要間伐面積割合別の組合分布
(集計組合98)



50.3%（単純平均）である。この要間伐林面積割合別の組合の分布状況は、多い順に「50～69%」（39組合・39.8%）, 「70%以上」（24組合・24.5%）, 「30～49%」（23組合・23.5%）, 「30%未満」（12組合・12.2%）である（第2図）。

また、要間伐林のうちもっとも多い林齢は「Ⅶ 齢級」（34組合・34.3%）で、以下「Ⅷ 齢級以上」（31組合・31.3%）, 「Ⅵ 齢級」（22組合・22.2%）, 「Ⅴ 齢級」（8組合・8.1%）, 「Ⅳ 齢級」（4組合・4.0%）の順である。

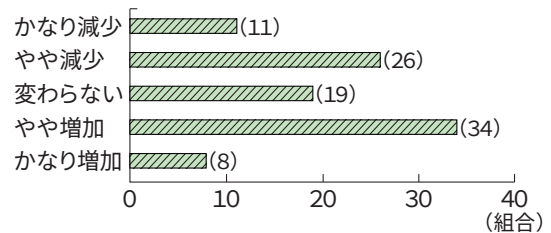
(2) 間伐実施面積の傾向

ここ2～3年に組合が実施した間伐面積の傾向は、「かなり増加」「やや増加」とする回答（合わせて42組合・42.0%）が、「かなり減少」「やや減少」とする回答（合わせて37組合・38.0%）を若干上回った（第3図）。また、別途集計したところ要間伐林面積割合が高いほど増加傾向が強いという関係がみられる。

さらに、「やや減少」「かなり減少」と答えた組合の理由は、「経営意欲の減退」（30組合・78.9%）と「補助金の減少」（27組合・71.1%）が群を抜いている（選択肢7, MA）

なお、自由記入欄には、間伐補助事業の

第3図 間伐実施面積の傾向
(集計組合98)



要件緩和を求めるものも多々あった。高林齢の林分は「利用」間伐が補助事業要件であり、搬出コストがかさみ採算割れとなりがちなので、山林所有者が間伐をやりたがらない。高林齢の「切捨」間伐が補助対象として認められれば、もっと間伐が進むのではないかというものである。

また、現地ヒアリング調査を行ったある組合では、「緊急間伐5ヵ年対策事業」（平成12～16年度）がピークを超え、面積の大きいものや集団化できるものが少なくなり、面積の小さいものや、林道から離れた飛び地などの間伐実施条件の悪い森林が増え、結果、実施面積が減少しているとしている。

間伐の進展度合いは、補助事業（特にその規模・要件・内容・進展度合い等）とも大きく関係しているようにみられる。

(3) 組合が実施した間伐促進施策

過半数以上の組合が「組合員への補助制度の説明」（77組合・77.0%）, 「行政への補助金等要請」（69組合・69.0%）, 「施業の団地化」（56組合・56.0%）等の間伐促進施策を実施している。また、間伐面積が増加傾向の組合では、上記のほか「高性能林業機械

導入」「見積額の提示」等を行っているところが多い（選択肢9，MA）。なお，75組合（75.0%）が県または市町村の間伐補助金が「ある」としている。

4 組織・事業改革等

森林組合系統は，03年度から「森林組合改革プラン」に取り組み，05年度はその重点取組期間の最終年度となった。そこで，同プランの関連事項や進捗状況等についての質問を行った。

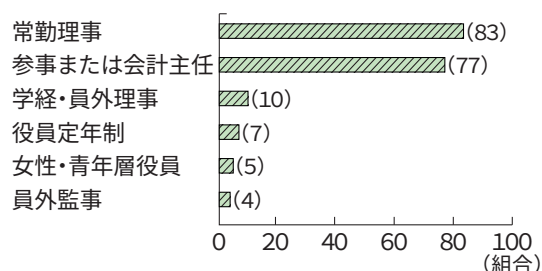
(1) 執行体制等

執行体制に関する諸項目（「常勤理事の設置」「学経・員外理事の登用」「員外監事の登用」「女性・青年層の役員への登用」「参事（または会計主任）の設置」「役員定年制の導入」等）について，設置の有無と，未設置の場合の予定を尋ねた。

「常勤理事」（83組合・83.0%）と「参事（または会計主任）」（77組合・77.0%）の2つは，大多数の組合が設置済みである。しかし，それ以外の項目は，設置している組合が10%以下であり，未設置組合で今後設置を予定しているのは僅少である（第4図）。

次に，今後向上が必要な職員の資質・技能等を選択してもらった。回答は「幹部職員のマネージメント能力」（81組合・81.0%），「管理職のリーダーシップ能力」（77組合・77.0%），「市場開拓等のマーケティング能力」（64組合・64.0%）の3項目に集中した（選択肢9，MA）。厳しさを増す

第4図 設置済の執行体制等（MA）
（集計組合100）



森林組合の事業・経営を乗り切り，展望を拓くには，幹部職員や管理職に求められる職務能力が現状では必ずしも十分とは言えず，今後さらなる能力向上やスキルアップ等が求められている，との認識を反映しているものと考えられる。

(2) 合併について

52組合（52.0%）が1989（平成元）年以降合併済で，残り48組合のうち21組合（45.7%）が今後合併の予定が「ある」と答えている。

合併予定が「ない」組合の理由は，多い順に「組合間の財務格差」（12組合・48.0%），「組合員の反対」（6組合・24.0%），「広域化して移動・交流が不便」（5組合・20.0%）等である。なお，「その他」（11組合・44.0%）は「既に広域合併済」（3組合12.0%），「予定そのものがない」（4組合16.0%）等である（選択肢12，MA）。

現地ヒアリング調査によると，市町村の「平成の大合併」の結果，同一行政区域内に複数の組合が存在することになった。このため，一部には合併を唱える向きもある。しかし，この組合は合併など到底考えられ

ないとしている。その理由は、相手組合の運営の基本姿勢が当組合とは異なり、事業内容の違いや財務格差も大きい。今後、経営環境がますます厳しくなるなかで、そのような合併が組合運営の足かせになりかねないからであるとしている。

ところで、組合は合併の効果についてどう考えているのだろうか。すべての組合に合併によって期待される効果を、また合併済52組合にその実際の効果を、尋ねた。

期待される効果は、多い順に「事業量の拡大」(52組合・52.0%)、「執行体制の強化」(48組合・48.0%)、「自己資本の充実」(39組合・39.0%)、「管理費の削減」(38組合・38.0%)、「新規事業の開発」(36組合・36.0%)等である。

一方、実際の効果は、多い順に「自己資本の充実」(28組合・53.8%)、「事業量の拡大」(22組合・42.3%)、「組合の対外的地位向上」(22組合・42.3%)、「執行体制の強化」(18組合・34.6%)等である。

そこで、この両者の回答割合の乖離幅をとってみた。プラス幅が大きい項目は期待以上の効果があり、逆にマイナス幅が大きい項目は期待したほどの効果がない、とみ

ることができるからである。前者には「組合の対外的地位向上」(+16.3ポイント)、「自己資本の充実」(+14.8ポイント)、「作業班員の効率化」(+14.8ポイント)等が、また後者には「新規事業の開発」(△18.7ポイント)、「執行体制の強化」(△13.4ポイント)等が挙げられる(第7表)。

プラス幅が大きい効果項目については、今後の更なる充実が期待される。一方で、マイナス幅が大きい「執行体制の強化」や「新規事業の開発」等は、合併の主要な目的であるにもかかわらず、現実には期待したほどではないとすれば、これら効果をいかにして発現するかが合併後の大きな課題であるといえよう。

(3) 森林組合改革プラン

「森林組合改革プラン」の進捗状況は、「ほぼ計画通り」(28組合・28.0%)、「若干遅れ」(43組合・43.0%)、「ほとんど進捗なし」(17組合・17.0%)、「策定していない」(9組合・9.0%)という回答であり、「若干の遅れ」を含めると7割超の組合が、計画に近い取組みを行っている状況である。

「策定していない」「ほとんど進捗なし」

第7表 合併の効果(MA)

(単位 組合、%)

	計	執行体制の強化	新規事業の開発	作業班員の効率化	自己資本の充実	事業量の拡大	管理費の削減	市町村との関係緊密化	職員の待遇改善	組合の対外的地位向上	その他
期待される効果(全組合)	100 ①100.0	48 48.0	36 36.0	16 16.0	39 39.0	52 52.0	38 38.0	14 14.0	3 3.0	26 26.0	1 1.0
実際の効果(合併済組合)	52 ②100.0	18 34.6	9 17.3	16 30.8	28 53.8	22 42.3	15 28.8	11 21.2	7 13.5	22 42.3	2 3.8
②-①		△13.4	△18.7	14.8	14.8	△9.7	△9.2	7.2	10.5	16.3	2.8

と答えた組合の理由で多いのは、「実施体制が構築できない」（17組合・65.4%）、「資金負担力が弱い」（7組合・26.9%）、「役員のリーダーシップ不足」（7組合・26.9%）等である（選択肢7，MA）。このうち、組合員数が少ない組合、すなわち経営規模が小さい組合ほど、前二者の理由を挙げる割合が高くなっている。

自由記入欄の意見と併せて考えると、「森林組合改革プラン」を自助努力発揮の機会であるとして前向きにとらえる組合がある一方で、実施体制や資金面で対応に苦慮している組合もあることがうかがわれる。

おわりに

今回調査結果にみられるとおり、森林組合の事業・経営を取り巻く環境は厳しさの度を増している。そのことは、自由記入欄に寄せられた数多くの意見・要望にも如実

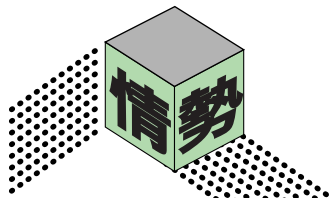
に現れている。代表的なものを挙げると、「環境問題に対して森林の持つ多面的機能に期待が高まっているものの、事業量の縮小・事業費の削減という現状」「木材価格の長期低迷→森林所有者の経営意欲減退→森林の荒廃」「製造するは易く、販売するは難し」「材価低迷、自己負担が生ずる間伐の施業拒否、雪害・風害等被害林の経営・管理放棄」「森林組合も時代にあった組織にすることが経営面で絶対に必要と思われる」等である（「」内は原文のまま）。

産業としての林業の困難性と森林の多面的機能への期待とのミスマッチのなかで、地域の森林・林業を支える中核的存在としての森林組合の役割・機能が問われているといっても過言ではない。関係諸機関との一層の連携強化により、森林組合が、経営の健全性を確保しつつ、さらなる役割を発揮することが望まれる。

（（財）農村金融研究会専務理事

吉迫利英・よしざことしひで）





最近の漁協信用事業の動向

——第24回漁協信用事業アンケート調査結果から——

はじめに

本稿は、当（財）農村金融研究会が（株）農林中金総合研究所の委託を受け、農林中央金庫水産部の協力のもと、2005年8月に実施した「第24回漁協信用事業アンケート調査」結果の概要である。

今回調査は、信用事業を実施している118組合（以下「実施組合」という）と、104信漁連支所（支所のほか、支店、営業店、代理店、取次店も以下「支所」という）の計222実施組合・支所を対象に実施した。

なお、支所へのアンケートは、信用事業を譲渡した組合（以下「譲渡組合」という）経由で管内の信用事業を担っている支所に記入をお願いした。

調査において重点を置いた項目は、①組合の水揚金額の傾向や決算概況、②貯金、貸出金の動向、③貯蓄推進、④貸出推進、である。

1 アンケート対象組合・支所の概況

アンケートの対象となった組合（実施組合及び譲渡組合）の04年度1組合平均（大規模1組合を除く）は、組合員数566人（全

国組合平均の^{（注1）}2.0倍）、うち正組合員341人（同2.0倍）、職員数29人（同2.7倍）、水揚金額（属地）17.5億円（同0.9倍）である。

信用事業関連をみると、1実施組合・支所平均は、職員^{（注2）}5.2人（全国平均の1.4倍）、貯金残高37.1億円（同1.3倍）、貸出金残高は10.5億円（同1.2倍）である。

平均値は全国平均を上回るものが多いが、組織・事業規模等にかかなりの乖離があり、平均値は大規模組合の個別事情等が反映されやすくなっている。したがって、集計結果の平均値の利用にあたっては、全国の動向を把握するうえでは特に問題はないものの、扱いは参考程度とされたい。

（注1）水産庁『水産業協同組合統計表（平成15年）』

（注2）全漁連『漁協貯金、水揚高の状況（平成17年3月31日現在）』

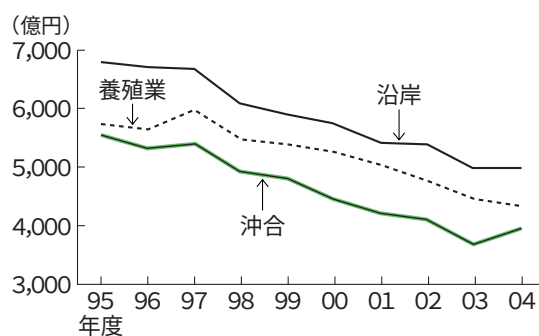
2 漁協経営

（1）最近の年間水揚高の傾向

漁協経営に大きな影響を与える年間水揚高（属地）のここ2～3年の傾向をみると（222組合集計）、「減少」66.7%、「増加」16.2%、「変化なし」17.1%となっている。

国内の沿岸・沖合漁業及び海面養殖業の生産額をみても、沖合漁業は04年に前年より増加しているものの、養殖業、沿岸漁業

第1図 漁業生産額の推移



資料 農林水産省「漁業生産額」

とともに減少傾向にあることがわかる（第1図）。

次に、水揚げに影響を与える水揚量と価格のここ2～3年の傾向をみると（222組合集計）、水揚量は「減少」61.7%、「増加」19.4%、「変化なし」18.9%、価格は「下落」68.5%、「上昇」10.3%、「変化なし」21.2%となっている。

なお、水揚量が減少し、魚価も下落した組合は45.0%（100組合）であり、一方、水揚量が増加し、魚価も上昇した組合はわずか1.8%（4組合）である。

漁協を取り巻く事業環境は、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化などによって悪化してきていることがうかがえる。

(2) 経営収支

04年度の1組合当たりの事業総利益は、実施組合及び譲渡組合ともに前年度より悪化している。事業別にみると、販売事業は前年度比で好転しているものの、購買事業は2年連続の悪化である。実施

組合の信用事業は2年連続の悪化で、その幅も拡大している（第1表）。

事業利益は実施組合及び譲渡組合とも3年連続の赤字であり、全体では218組合中137組合（62.8%）が赤字である。本業で事業管理費が賄えない組合の多いことがわかるが、このような採算性が厳しいいくつかの組合にヒアリングしたところ、販売事業の職員を減らすなど人件費などの削減にはすでに取組済みで、これ以上の費用の削減は困難であるというところが多かった。また、行き過ぎた職員の削減によって1職員当たりの労働の質・量は増加しており、職員の体調不良やモチベーションの低下、新規事業や販路開拓などへの取組体制の不備などが生じている漁協もあった。

次に、経常利益は3年連続の黒字であり、譲渡組合においては04年度増益となっている。これは補助金、補償金、賃貸料、プレジャーボートの係留・監視料など多岐にわたる事業外利益によるものである。なお、経常利益段階での黒字は全体では218組合中149組合（68.3%）、赤字は69組合（31.7%）

第1表 経営収支の概況(1組合平均)

(単位 百万円)

	実施組合平均 (n=107)			譲渡組合平均 (n=92)		
	02年度	03	04	02	03	04
事業総利益	223.7	233.0	209.7	136.1	121.8	120.0
うち信用	26.7	23.3	19.6	-	-	-
共済	8.3	8.3	8.0	5.7	5.7	5.8
購買	38.4	35.9	33.7	28.3	26.1	24.3
販売	85.4	83.2	84.0	56.5	52.4	53.6
事業利益	△3.2	△4.9	△6.4	△8.1	△13.3	△14.0
経常利益	8.9	4.3	4.1	14.8	1.9	7.6
税引前当期利益	9.4	11.2	8.3	12.4	△0.4	6.7

(注) 1 譲渡組合の共済事業は91組合、販売事業は90組合で集計。

2 3か年の実数が把握できる組合のみで集計。

である。

3 貯金残高の動向と貯蓄推進

(1) 貯金残高の動向

04年度末の貯金残高は、実施組合及び支所ともに前年度末より減少しており、実施組合においては2年連続の減少である（第2表）。

貯金種類別にみると、実施組合及び支所ともに定期性貯金が2年連続の減少で、その幅も拡大している。一方、04年度末の当座性貯金は両者とも増加しており、支所においては2年連続の増加となっている。これはペイオフの影響もあるが、ヒアリング

によると、漁業所得の減少に伴う定期性貯金の解約、及びそれによる漁業資金・家計費への補填が多いようである。

このような組合員の生活が厳しくなっている状況は、「利用者からよくある相談・問合せ」の設問に対して「生活のため小口資金」（65.5%）の回答が最も多かったことからもうかがえる（第2図）。

(2) 貯蓄推進

04年度の重点貯蓄推進商品をみると（118実施組合・103支所集計、上位3つ回答）、「年金口座の獲得」（42.5%）が最も多く、次に「懸賞品付定期貯金」（40.7%）、「定期積金」（37.1%）となっている。

次にPR方法をみると（同、複数回答）、「窓口」（75.6%）が最も多く、次に「特別推進」（44.8%）、「女性部」（32.1%）となっている。「漁協の総（代）会」（17.2%）や「組合広報誌」（8.6%）でPRをしているところは少なく、実施組合・支所別にみてもほとんど差はなかった。

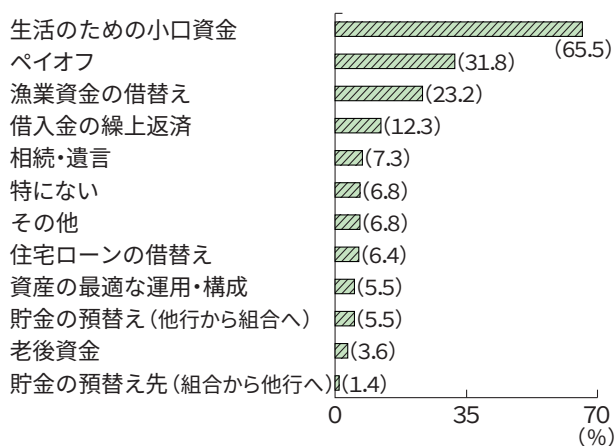
貯蓄推進のためのサービスをみると（同、複数回答）、「粗品等の提供」（66.1%）が最も多く、次に「金利の上乗せ」（39.8%）、「懸賞品の付与」（35.7%）となっている。

なお、先のPR方法やサービスについて実施組合・支所が独自に企画したものをみると、「特になし」（60%以上）が最も多くなっており、PRの大部分が信漁連・本所からの要請・指示によるもので

第2表 貯金残高の動向（1組合・支所平均）

	(単位 百万円)					
	実施組合平均 (n=107)			支所平均 (n=95)		
	02年度末	03	04	02	03	04
貯金合計	3,797.1	3,742.6	3,731.5	3,385.8	3,402.5	3,381.5
当座性貯金	1,337.3	1,316.3	1,352.7	1,075.1	1,126.4	1,178.2
定期性貯金	2,459.9	2,426.3	2,378.8	2,310.7	2,276.1	2,203.3

第2図 利用者からよくある相談・問合せ（上位2つ回答）



（注） 220組合・支所の集計。

あることがわかる。各実施組合・支所管内の状況は様々であり、それに応じた推進のためのPRやサービスを各実施組合・支所が工夫し、提供することが望ましいと考えられるが、そのような状態にないことがうかがえる。

4 貸出金残高の動向と貸出推進

(1) 貸出金残高の動向

04年度末の貸出金残高は、支所では増加に転じており、実施組合では2年連続の減少となっている（第3表）。

貸出金種類別にみると、実施組合においては短期・長期資金ともに2年連続の減少であるが、長期資金のうち住宅ローンは微増している。これに対して、支所は04年度末、短期資金は減少、長期資金は増加に転じているが、特徴的なのは実施組合より貸出金残高に占める住宅ローンの割合が高いことである。ヒアリングによると、最近は収益の改善のため、住宅や自動車などのローン推進に力を入れている、あるいは入れようとしている実施組合・支所が多くなっている。

貸出先別にみると、実施組合及び支所ともに、組合員に対しては2年連続の減少で、

第3表 貸出金残高の動向（1組合・支所平均）

（単位 百万円）

	年度末残高		
	02	03	04
実施組合 (n=107)	1,183.5	1,122.9	1,043.0
支所 (n=95)	1,026.3	1,022.3	1,040.9

その幅も拡大している。これは、漁業資金の新規貸出が伸びず、一方で償還が進んでいることが主な原因のひとつである。しかし、漁業資金に対するニーズがないというわけではなく、現在の漁業環境下で、問題なく返済ができる収益の見込みが立たないため借入を手控えているのが実情のようである。また、水揚げの好調なところでは、漁業所得の比較的多い組合員がおり、積極的に造船や機関換装への投資はあるものの、自己資金を利用する場合が多く、実施組合・支所の貸出には結びつかないというケースもある。

(2) 貸出推進

04年度の重点貸出推進商品をみると（上位3つ回答）、「自動車ローン」（29.0%）が最も多く、次に「長期漁業資金」「特になし」（各28.5%）となっている。実施組合・支所別にみると、支所の方が「住宅ローン」「自動車ローン」と回答している割合が高くなっている。「その他」としては、大部分が「小口資金」「生活資金」を挙げている（第4表）。

次に、重点貸出推進商品として最も回答の多かった自動車ローン推進のためのPR方法（04年度）をみると（複数回答）、「特になし」（57.1%）が最も多く、次に「窓口」（23.7%）、「特別推進」（19.6%）となっている。実施組合・支所別にみると、支所の方が「窓口」「特別推進」と回答している割合が高く、支所の方が推進に積極的であることがうかがえる（第5表）。

第4表 04年度の重点貸出推進商品（上位3つ回答）

（単位 回答組合数，％）

	合計	自動車ローン	長期漁業資金	住宅ローン（新規）	短期漁業資金	住宅ローン（借替え）	教育ローン	カードローン	当座貸越	リフォームローン	その他	特になし	貸出は抑制する方針	貸出業務は行えない
合計	221 100.0	64 29.0	63 28.5	50 22.6	45 20.4	21 9.5	17 7.7	16 7.2	11 5.0	9 4.1	27 12.2	63 28.5	5 2.3	5 2.3
信用事業														
実施	118 100.0	25 21.2	35 29.7	7 5.9	28 23.7	1 0.8	8 6.8	10 8.5	7 5.9	2 1.7	11 9.3	45 38.1	3 2.5	2 1.7
支所	103 100.0	39 37.9	28 27.2	43 41.7	17 16.5	20 19.4	9 8.7	6 5.8	4 3.9	7 6.8	16 15.5	18 17.5	2 1.9	3 2.9

第5表 04年度の自動車ローン推進のためのPR方法

（単位 回答組合数，％）

	合計	窓口	特別推進	折込チラシ	組合員全戸訪問	漁協の総（代）会	組合広報誌	女性部	その他	新聞広告	特になし	取り扱っていない
合計	219 100.0	52 23.7	43 19.6	11 5.0	9 4.1	9 4.1	7 3.2	5 2.3	3 1.4	- -	125 57.1	18 8.2
信用事業												
実施	117 100.0	17 14.5	16 13.7	1 0.9	4 3.4	3 2.6	3 2.6	3 2.6	- -	- -	80 68.4	13 11.1
支所	102 100.0	35 34.3	27 26.5	10 9.8	5 4.9	6 5.9	4 3.9	2 2.0	3 2.9	- -	45 44.1	5 4.9

第6表 04年度の自動車ローン推進のためのサービス（複数回答）

（単位 回答組合数，％）

	合計	金利の優遇	提案型渉外	相談会の実施	販売店等との連携	その他	特になし	取り扱っていない
合計	219 100.0	41 18.7	5 2.3	6 2.7	6 2.7	- -	149 68.0	18 8.2
信用事業								
実施	117 100.0	11 9.4	3 2.6	1 0.9	1 0.9	- -	88 75.2	13 11.1
支所	102 100.0	30 29.4	2 2.0	5 4.9	5 4.9	- -	61 59.8	5 4.9

同様に、04年度の自動車ローン推進のためのサービスを実施組合・支所別にみると（複数回答）、両者とも「特になし」という回答が最も多いものの、支所の方が「金利の優遇」と回答している割合が高くなっている（第6表）。

なお、住宅ローンのPR方法・サービスについてもほぼ同様の結果である。

ヒアリングをした組合・支所の多くで「貸出は推進するものではなく、利用者からの借入申込みを待つしかない」という意識が定着しており、このようなアンケート結果には、推進するための意識・ノウハウの不足が表れていると考えられる。また、人員が足

りないという問題もあるであろう。

おわりに

漁業を取り巻く環境は悪化し続けており、先行きが不透明な漁協・支所が多いのではないと思われる。

そのようななか、新たな収入源の確保の

ために直売所をはじめたり、魚価の向上のために産地のブランド化に取り組んだりしている漁協がある。一方、経費（特に人件費）の削減に注力している漁協もある。これは漁協の収益・財務格差によるところもあるが、ヒアリングのため訪問すると、明らかに前者の漁協の方が活気はあり、職員は生き生きとしている。何より、将来の可能性を感じる。

店舗統廃合等による経費削減も重要なこ

とではあるが、まずは収入増加の可能性の検討・取組みを今一度行うことが重要ではないだろうか。同時に、組合員、地域住民と話し合いの機会を設け、各地域に合った漁協・支所のあり方を検討することも必要なことであると思われる。組合員、地域住民からより一層必要とされる漁協・支所となることが期待されている。

（（財）農村金融研究会副主任研究員

尾中謙治・おなかけんじ）



農協における信用事業 アンケート調査の実施状況

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」）は、全国の資金観測農協の協力を得て、年2回実施しているアンケート調査である。^(注)

今回の調査では、農協が合併等により大規模化するにつれ、組合員等の意向を把握する手法としてアンケート調査を取り入れるようになってきているのではないかという問題意識に基づき、農協における信用事業に関するアンケート調査の実施状況を調べた。

（注）平成17年度第2回調査の概要については、本誌別稿（小針論文）を参照されたい。

1 農協におけるアンケート調査実施状況

2003年4月以降にアンケート調査を実施したかどうかについては、この質問に回答した354組合のうち50組合（14.1%）が「実施した」を選択した。規模が非常に小さい農協ではほとんど調査を実施していなかったが、当初想定したように、大規模な農協になればなるほど調査を実施しているという傾向はみられなかった。

また、調査を実施した50組合に実施回数を質問したところ、「1回」という回答が84.0%を占め、平均実施回数は1.3回であった。このことから、信用事業に関するアンケート調査を実施している農協は少なく、また実施している農協でも頻度はそれほど高くはないことが分かった。

2 一番最近実施した調査の内容

以下は、アンケート調査を実施したと回答した50組合において、一番最近実施した調査の内容について質問した結果である。

直近の調査を信用事業単独で行ったと回答したのは24.0%で、残りは信用事業以外の事業に関する調査も含めて行ったものであった。調査の対象は、「正組合員（個人）のみ」が42.0%と最も多く、「正・准組合員（個人）」30.0%、「正・准組合員（個人）、員外個人」16.0%、「員外個人のみ」10.0%、「正・准組合員（個人）、員外個人、団体」2.0%であった。正組合員を調査の対象としないケースは10%であった。

次に調査の規模についてみると、調査票の平均配布先数は3,381と比較的規模が大きい。しかし、配布先数の最少は20、最大は15,000超と農協によって大きな差があった。組合員数が多い農協の方が、少ない農協よりも配布先数は多い傾向がある。有効回答率は平均66.0%であった。

信用事業に関する質問を設けた目的は（複数の回答を選択可能）、「信用事業全般に対する今後のニーズ・要望の把握」（64.0%）と「顧客満足度の把握」（60.0%）の選択割合が高く、「事業計画策定のため」（38.0%）、「特定の経営課題に対する意見の集約」（34.0%）が続いた。「新規顧客の開拓」は14.0%と選択割合はそれほど高くなかったが、員外のみを対象に調査を行った5農協



のうち3農協はこの項目を選択した。「組合員（利用者）データベース構築のため」（10.0%）、「合併の準備をするため」（4.0%）、「具体的な商品開発のため」（2.0%）等の選択割合は低く、個別具体的な事項に関してよりも、信用事業全般にかかる調査を行うことを目的としているケースが多いようである。

質問内容としては、「貯金」（54.0%）、「信用事業職員の対応」（42.0%）、「自己居住用住宅資金」（32.0%）の選択割合が高い（第1図）。貯金や貸出金に関するものが上位にあがり、「相続・遺言」「実物資産の管理」等の相談業務に関する項目の選択割合は低かった。

調査結果の活用方法としては、「組合員（利用者）の実情やニーズを把握した」（62.0%）、「農協の経営方針や計画策定の参考にした」（58.0%）、「求められているサービスの向上を図った」（44.0%）、「職員の教育・研修に役立てた」（40.0%）の選択割合が高かった。「特になし」を選択したのは1組合で、ほぼすべての農協では目的に沿

って調査結果を活用したとみられる。

3 今後の実施意向

調査の対象農協すべてに、今後信用事業に関する調査を実施することについて、どのような意向をもっているか質問した。回答は「分からない」の割合が46.6%と高かったが、「予定はないが実施してみたい」が25.1%と、「実施する予定、希望ともない」の21.2%を上回った。「実施する予定がある」の選択割合は4.2%であった。03年4月以降にアンケート調査を実施した農協では、「実施する予定がある」の選択割合は14.0%と相対的に高かった。

おわりに

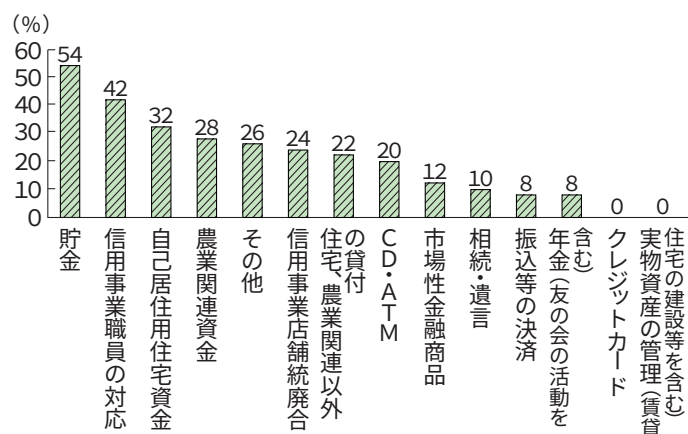
農協では、総代会や集落座談会を開催するなど、一般の金融機関と比較すると組合員から直接意見や要望を聞く機会が多いとみられ、アンケート調査を実施する必要性はそれほど高くないとも考えられる。今回の調査結果でも、農協ではアンケート調査をそれほど活発に行っていないことが分か

った。しかし、既にアンケート調査を実施した農協では、その調査結果を当初の目的に沿って活用しており、今後また調査をしようという意向も相対的に高いとみられる。実施してみたいという意向をもつ農協も少なからず存在することから、徐々にアンケート調査を実施する農協が増える可能性もある。

（主任研究員 重頭ユカリ・

しげとうゆかり）

第1図 信用事業に関して質問した内容
（複数回答）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(63)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(63)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(63)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(64)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(64)
6. 農業協同組合 主要勘定	(64)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(66)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(66)
9. 金融機関別預貯金残高	(67)
10. 金融機関別貸出金残高	(68)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03 (3243) 7351

FAX 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2001. 2	33,239,762	6,562,815	14,320,062	2,899,582	20,982,492	22,393,937	7,846,628	54,122,639
2002. 2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264
2003. 2	39,178,991	5,859,879	11,064,457	1,084,508	27,863,659	19,485,430	7,669,730	56,103,327
2004. 2	39,392,267	5,245,272	13,622,125	1,753,794	32,198,745	17,567,707	6,739,418	58,259,664
2005. 2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
2005. 9	40,693,656	4,671,698	18,989,850	1,203,755	40,218,462	13,849,162	9,083,825	64,355,204
10	41,149,635	4,699,822	19,293,072	1,487,607	41,072,158	14,051,790	8,530,974	65,142,529
11	41,747,543	4,721,201	20,305,783	888,107	42,822,112	12,976,821	10,087,487	66,774,527
12	41,126,783	4,757,210	22,381,301	994,511	43,448,847	13,465,331	10,356,605	68,265,294
2006. 1	41,107,736	4,777,560	23,565,433	3,154,079	43,554,122	13,096,093	9,646,435	69,450,729
2	40,731,179	4,783,256	23,428,922	3,872,728	42,751,021	12,428,391	9,891,217	68,943,357

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2006年2月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32,283,276	2,512	1,211,264	25	88,574	-	33,585,651
水 産 団 体	1,127,307	-	93,038	12	11,953	-	1,232,311
森 林 団 体	1,544	60	3,882	5	134	-	5,626
そ の 他 会 員	971	-	1,928	-	0	-	2,898
会 員 計	33,413,098	2,572	1,310,112	43	100,661	-	34,826,486
会 員 以 外 の 者 計	758,562	46,649	356,556	135,450	4,601,171	6,306	5,904,693
合 計	34,171,660	49,221	1,666,668	135,492	4,701,832	6,306	40,731,180

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金（会員以外の者） 1,272,659百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2006年2月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系					
統					
団					
体					
等					
農 業 団 体	71,903	9,824	158,287	0	240,014
開 拓 団 体	387	18	-	-	405
水 産 団 体	44,567	13,594	50,066	126	108,352
森 林 団 体	5,600	9,754	2,842	43	18,239
そ の 他 会 員	85	311	150	-	546
会 員 小 計	122,542	33,501	211,345	169	367,557
その他系統団体等小計	241,289	37,659	95,455	107	374,511
計	363,831	71,160	306,800	276	742,068
関 連 産 業	2,106,517	75,152	1,749,442	22,338	3,953,449
そ の 他	7,512,892	16,126	203,568	291	7,732,875
合 計	9,983,240	162,438	2,259,810	22,905	12,428,392

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2005. 9	5,632,332	35,061,324	40,693,656	15,110	4,671,698
10	6,207,625	34,942,010	41,149,635	130,160	4,699,822
11	6,997,679	34,749,864	41,747,543	30,660	4,721,201
12	6,600,882	34,525,901	41,126,783	12,550	4,757,210
2006. 1	6,671,895	34,435,841	41,107,736	50,050	4,777,560
2	6,557,985	34,173,194	40,731,179	40,600	4,783,256
2005. 2	5,243,795	34,322,667	39,566,462	145,450	4,765,715

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2005. 9	96,301	1,107,453	40,218,462	12,177,583	12,481	-	160,543
10	117,660	1,369,945	41,072,158	12,133,486	12,641	-	161,726
11	113,519	774,588	42,822,112	12,582,209	11,843	102,700	162,318
12	82,219	912,291	43,448,847	12,579,696	12,988	621,800	161,132
2006. 1	107,544	3,046,534	43,554,122	12,851,680	13,216	173,500	159,701
2	126,717	3,746,009	42,751,021	13,030,175	15,315	-	162,437
2005. 2	151,443	1,035,202	35,757,008	12,613,858	26,616	-	203,868

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2005. 9	49,084,278	47,732,082	304,710	69,838	1,132,792
10	49,122,972	47,772,781	384,150	69,835	1,132,795
11	49,149,373	47,828,978	399,890	69,835	1,132,794
12	49,588,347	47,989,498	396,380	71,795	1,132,794
2006. 1	49,197,360	47,865,998	422,870	71,815	1,132,794
2	49,235,751	47,802,954	420,230	71,812	1,132,795
2005. 2	49,305,134	47,791,733	313,908	68,166	1,122,554

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2005. 8	23,649,693	55,258,737	78,908,430	604,270	438,423
9	23,519,154	55,007,166	78,526,320	609,177	439,553
10	24,109,352	54,813,804	78,923,156	598,872	429,046
11	23,928,074	54,912,193	78,840,267	580,421	411,444
12	24,435,177	55,269,392	79,704,569	561,129	397,766
2006. 1	24,045,453	54,997,584	79,043,037	570,634	408,458
2005. 1	22,704,648	55,152,921	77,857,569	583,587	422,673

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
840,136	1,963,754	1,224,999	14,945,851	64,355,204
134,584	1,725,309	1,224,999	16,078,020	65,142,529
393,838	1,736,273	1,224,999	16,920,013	66,774,527
208,975	1,869,406	1,450,717	18,839,653	68,265,294
286,611	1,831,939	1,450,717	19,946,116	69,450,729
623,578	1,775,193	1,450,717	19,538,834	68,943,357
329,872	2,356,738	1,224,999	10,700,422	59,089,658

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,266,352	2,398,249	24,017	13,849,162	811,845	8,259,500	64,355,204
11,397,918	2,468,722	23,422	14,051,790	802,070	7,716,265	65,142,529
10,368,135	2,423,213	23,153	12,976,821	906,168	9,066,776	66,774,527
10,833,674	2,443,857	26,667	13,465,331	953,232	8,768,586	68,265,294
10,522,999	2,390,281	23,111	13,096,093	937,653	8,522,067	69,450,729
9,983,239	2,259,809	22,904	12,428,391	878,141	8,997,763	68,943,357
12,415,688	2,728,046	30,243	15,377,847	860,713	5,880,829	59,089,658

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
46,876	28,629,027	28,486,724	10,000	310,683	16,270,710	6,039,448	1,011,546
49,446	28,289,592	28,147,485	0	326,694	16,615,083	6,081,226	1,012,405
52,735	28,228,042	28,094,970	0	327,153	16,639,168	6,059,312	1,018,678
89,305	28,260,774	28,130,023	0	313,120	16,690,734	6,247,963	1,181,776
58,032	28,044,509	27,921,617	0	312,537	16,763,350	6,223,479	1,188,619
52,097	27,932,702	27,795,754	0	312,645	16,877,165	6,227,828	1,204,143
52,338	29,319,398	29,198,668	0	324,358	15,844,385	5,879,499	917,500

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金			
396,231	54,700,069	54,499,670	4,204,296	1,586,687	21,329,008	325,535	881		
384,003	54,413,151	54,214,643	4,262,906	1,640,408	21,297,602	322,995	880		
385,087	54,536,686	54,338,398	4,460,123	1,796,136	21,238,787	321,803	879		
403,189	54,417,763	54,219,691	4,457,021	1,776,609	21,199,396	313,663	878		
436,781	55,050,832	54,823,173	4,513,650	1,801,868	21,163,804	311,216	876		
398,531	54,492,828	54,290,786	4,508,774	1,802,283	21,108,280	306,258	876		
404,344	53,601,826	53,390,732	4,118,372	1,549,452	21,213,418	326,512	904		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2005. 11	2,175,112	1,536,768	31,918	66,829	15,330	1,339,980	1,300,241	147,517	739,290
12	2,210,385	1,539,111	31,314	67,178	15,779	1,354,735	1,310,631	148,575	757,240
2006. 1	2,182,260	1,525,457	29,998	67,227	16,555	1,337,379	1,302,912	148,709	745,696
2	2,185,387	1,514,883	27,365	67,230	15,198	1,341,358	1,304,175	149,521	745,294
2005. 2	2,186,649	1,599,036	41,832	65,060	14,593	1,351,449	1,316,297	152,780	738,935

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2005. 9	972,458	568,070	250,888	184,041	126,133	7,189	919,315	894,336	8,289	296,798	10,041	284
10	1,001,290	590,602	245,139	178,390	125,431	7,545	942,590	920,633	7,836	293,025	9,888	268
11	951,412	552,582	233,090	167,681	123,381	8,202	898,875	869,789	7,936	280,200	9,566	251
12	902,097	517,655	221,303	160,341	119,028	6,906	875,761	852,718	5,361	253,336	9,128	221
2004. 12	1,051,585	635,771	254,892	184,987	130,632	7,439	968,561	925,043	11,326	323,996	10,074	361

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残高	2002 . 3		735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	2003 . 3		744,203	501,817	2,377,699	1,813,487	561,426	1,035,534	148,362	2,332,465
	2004 . 3		759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820
	2005 . 2		780,957	493,051	2,421,313	1,851,089	534,812	1,078,486	155,950	2,174,407
	3		776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	* 1,074,324	156,095	2,141,490
	4		780,703	490,377	2,470,674	1,880,588	540,275	1,085,423	157,121	2,135,640
	5		778,768	489,979	2,493,531	1,871,665	535,777	1,079,152	156,417	2,110,906
	6		788,275	498,596	2,436,783	1,889,928	542,190	1,088,655	157,974	2,110,407
	7		787,684	499,122	2,451,494	1,874,942	540,380	1,087,221	158,141	2,095,013
	8		789,084	493,325	2,458,084	1,869,112	538,447	1,088,765	158,409	2,087,917
	9		785,248	490,843	2,492,478	1,866,778	541,795	1,089,613	159,594	2,066,556
	10		789,232	491,230	2,447,815	1,851,876	537,013	1,089,159	158,914	2,062,472
	11		788,403	491,494	2,498,956	* 1,868,722	538,828	1,087,826	158,537	2,042,425
	12		797,046	495,883	2,449,615	1,885,784	547,512	1,103,111	160,564	2,044,351
	2006 . 1		790,430	491,974	2,472,472	1,857,213	536,522	1,088,256	158,898	2,029,897
2	P	792,759	492,358	2,464,529	1,863,570	537,937	1,092,582	P 159,385	2,024,179	
前年同月比増減率	2002 . 3		2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	2003 . 3		1.2	△0.3	3.0	△0.0	0.3	0.7	△3.4	△2.5
	2004 . 3		2.1	△2.0	3.3	0.7	△1.6	1.9	2.8	△2.5
	2005 . 2		2.3	△0.4	1.3	2.3	△3.1	1.6	2.0	△5.3
	3		2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△5.8
	4		2.3	△0.3	1.1	2.8	△2.4	2.1	2.6	△6.0
	5		2.1	△0.5	1.0	2.1	△3.0	1.7	2.3	△6.5
	6		2.1	△0.3	0.9	2.2	△2.7	1.7	2.5	△6.7
	7		2.1	△0.2	1.3	2.3	△2.8	1.6	2.5	△6.8
	8		2.1	△1.6	1.8	2.3	△2.8	1.7	2.6	△6.9
	9		2.0	△1.9	2.9	2.6	△2.7	1.8	2.9	△6.8
	10		1.8	1.0	0.9	0.6	1.3	1.6	2.5	△6.9
	11		1.8	0.9	1.3	* 1.1	1.5	1.6	2.6	△6.9
	12		1.7	0.2	1.6	0.9	1.3	1.6	2.4	△6.8
	2006 . 1		1.5	0.1	2.3	0.8	0.7	1.4	2.2	△6.9
2	P	1.5	△0.1	1.8	0.7	0.6	1.3	P 2.2	△6.9	

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお, 信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

				農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残高	2002.	3		212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003.	3		210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2004.	3		209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755	
	2005.	2		207,241	49,620	1,837,058	1,363,706	397,107	619,366	91,519	4,798	
		3		207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	* 401,920	620,948	91,836	4,814	
		4		206,927	47,950	1,811,947	* 1,361,998	398,773	618,219	91,306	P 4,645	
		5		207,279	48,369	1,791,999	1,352,057	396,148	613,898	90,893	P 4,798	
		6		206,958	48,259	1,795,944	* 1,352,735	398,357	615,243	91,048	P 4,476	
		7		207,125	49,166	* 1,814,386	1,361,638	402,174	619,498	91,693	P 4,356	
		8		208,060	48,231	* 1,805,153	1,357,891	400,033	616,620	91,579	P 4,314	
		9		207,787	50,279	1,842,021	1,367,078	403,233	623,513	92,434	P 4,441	
		10		207,190	50,688	1,830,164	1,362,634	401,469	620,399	92,093	P 4,360	
		11		206,872	50,406	1,846,730	1,369,191	403,979	621,327	92,405	P 4,479	
		12		205,894	50,662	1,854,445	* 1,395,774	412,429	631,723	93,401	P 3,929	
	2006.	1		205,378	50,349	1,842,528	1,382,642	405,545	623,448	92,875	P 4,027	
		2	P	205,844	50,237	1,839,718	1,384,455	405,871	622,893	P 93,001	P 3,996	
	前年同月比増減率	2002.	3		△1.1	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
		2003.	3		△1.2	△2.9	1.5	△0.5	△3.5	△2.1	△23.2	△9.0
2004.		3		△0.2	4.4	△5.7	△0.0	△2.1	△0.6	△0.3	△9.7	
2005.		2		△0.5	0.1	△4.3	1.2	△5.4	△1.1	△0.4	△13.0	
		3		△0.9	△0.2	△4.7	1.4	* △4.3	△0.2	0.7	△16.4	
		4		△1.1	△0.4	△3.6	*	1.9	△3.8	0.2	0.7 P △18.1	
		5		△0.9	△0.4	△4.8	2.0	△4.0	△0.1	0.5 P △17.9		
		6		△1.0	0.1	△4.4	*	2.2	△3.5	△0.0	0.7 P △18.7	
		7		△1.0	0.7	* △3.9	2.3	△3.1	△0.0	0.9 P △18.7		
		8		△0.7	△0.3	* △4.5	2.9	△2.9	0.0	0.9 P △19.3		
		9		△0.8	0.9	△2.3	2.9	△2.7	0.2	1.1 P △18.9		
		10		△0.8	1.8	△1.3	1.0	1.4	△0.2	0.7 P △18.3		
		11		△0.8	2.0	△0.2	1.7	2.1	0.2	1.0 P △18.8		
		12		△0.8	1.9	0.2	* 1.7	2.3	0.4	1.1 P △18.2		
2006.		1		△0.8	1.5	0.7	1.6	2.0	0.5	1.5 P △16.8		
		2	P	△0.7	1.2	0.1	1.5	2.2	0.6	P 1.6 P △16.7		

(注) 1 表9 (注) に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。